

産学連携等実施状況調査(令和6年度実績)

【注意点】

- ・機関名については、〇〇法人をつけないでください。また、空白文字、略称を使わないでください。
- ・メールアドレスは可能な限り、担当部署の複数の人が到着メールを見ることができるアカウントにしてください。

必須回答事項

該当がある場合に回答してください

【様式1】連絡先等、知的財産の管理・活用体制、産学官連携活動の担当組織

回答チェックに必要なため、正しい学校コードを半角13桁で入れてください。

学校コードが御不明の場合は、「コード表」のシートを御参照ください。

※「コード表」のシートに貴機関の学校コードが無い場合、または改称等により学校コードを入力すると旧機関名が表示されてしまう場合は、半角で「NOTHING」と入力してください。

※「コード表」のシートに掲載されている学校コードを入力しても機関名が正しく表示されない場合は、調査事務局まで御連絡ください。

1. 連絡先等(本調査提出時点)(必須)

学 校 コ 一 ド :	
回答機関名(自動入力) :	全機関
現在の機関名(機関名が変更された場合) :	
回答機関名(ふりがな) :	
設置区分(自動入力) :	
都道府県(自動入力) :	
記入担当部課 :	
記入担当者 :	
電話番号 :	
E-mail (なるべく担当課・係等の共用アドレス) :	

2. 知的財産の管理・活用体制

(1)発明の帰属について(必須) [大学ファクトブック掲載]

該当するもの一つに○を付してください。

- (63) 全て機関(大学・高専等)に帰属することとしている
- (505) 原則機関(大学・高専等)に帰属することとしている(例外設定がある)
- (16) 全て個人(発明者本人)に帰属することとしている
- (30) 原則個人(発明者本人)に帰属することとしている(例外設定がある)
- (437) 設定していない

(2)知的財産の管理・活用体制の有無(必須)

該当するもの一つに○を付してください。

- (362) 知的財産の管理・活用体制(知的財産本部等)を整備している
- (146) 今後、知的財産の管理・活用体制(知的財産本部等)を整備する予定である
- (542) 現時点では知的財産の管理・活用体制(知的財産本部等)を整備する予定はない

3. 産学官連携活動の担当組織

(1)「産学官連携」を職務として担当を明示している、または実質的に行っている役員(理事等)はいますか。(いずれかに○を付してください。)(必須)

- (389) いる →(2)へ進んでください。
 (660) いない →(3)へ進んでください。

(2)(1)で「いる」を選択した場合には、次の内容について記載してください。

役職名 (理事(〇〇担当)、副学長(〇〇担当)等) :	
氏名 :	

(3)「産学官連携本部等」を整備していますか。(いずれかに○を付してください。)(必須)

※大学等における産学官連携活動を一体的かつ専門的にマネジメントする独立した組織を想定(例:産学官連携本部、知的財産本部 等)

- (360) ある →(4)に進んでください。
 (690) ない →(5)に進んでください。

(4)(3)で「ある」を選択した場合には、次の内容について記入してください(本調査提出時点)。

※「産学官連携本部等組織名」「産学官連携本部等のホームページURL」については、大学ファクトブック等において公表されます。

※「組織長」が「産学官連携担当役員」と重複する場合は、当該組織長に準ずる職位の役職名及び氏名を記載してください。(例:産学官連携副本部長)

産学官連携本部等組織名 (産学官連携本部、知的財産 本部等) [大学ファクトブック掲載] :	
産学官連携本部等の ホームページURL [大学ファクトブック掲載] :	
組織長の氏名 :	
組織長の役職名 (産学官連携本部長等) :	

(5)その他の組織(産学官連携担当部署)について(本調査提出時点)

※(4)以外で産学官連携を担当する主に事務部署を想定

組織名(研究協力課、産学連携課等) :	
組織長の氏名 :	
組織長の役職名 :	
組織の担当者名 :	
担当者電話番号 :	
担当者E-mail (なるべく担当課・係等の共用アドレス) :	

(6)(4)または(5)で担当部署を記載した場合には、産学官連携の実務担当者の人数について、記載してください。[大学ファクトブック掲載]

※本設問における「産学官連携の実務担当者」とは、貴機関の産学官連携担当部署に所属する者(教職員、URA等)で、主たる業務として産学官連携の実務を行う者を指します。

※技術移転業務など産学連携業務の一部等を外部の技術移転機関(TLO)等に委託している場合や複数の研究機関で一つの技術移転機関(TLO)を共同利用している場合は、人数に含みません。

実務担当者数	5,413人 (単位:人)
--------	---------------

(7)技術移転業務など産学連携業務の一部等を技術移転機関(TLO)に業務委託している場合、技術移転機関(TLO)の種別を選択するとともに(複数選択可)、当該機関名を記載してください。

- (62)①外部型・承認TLO
- (22)②外部型・非承認TLO
- (7)③内部型・承認TLO
- (4)④内部型・非承認TLO

技術移転機関(TLO)名	:	
--------------	---	--

(8)共同・受託研究に係る研究開発活動を実施する子会社等がある場合、その法人名、法人番号、連絡先を記載してください。

※貴機関が出資しているものに限ります。

※国立大学の場合は、国立大学法人法施行令第3条第2項第1号の規定の「貴機関における技術に関する研究の成果の提供を受けて当該成果を実用化するために必要な研究を行う事業であって、当該成果を実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて行うもの」に限ります。公立・私立大学においても、同様の趣旨で「研究事業を行う子会社」について御回答ください。

《本設問は前年度実績ではなく調査時点の最新情報に基づいて回答してください。》

法 人 名 :	
法 人 番 号 :	
担 当 者 電 話 番 号 :	
担当者E-mail (なるべく担当課・係等の共用アドレス) :	

4. 研究機関に係る基本データ

以下の研究者の人数を記載してください。(必須)

(回答時点:e-Radは、時点を指定した研究者検索ができないため、本質問項目は基準日を回答時点としています。)

※「退職」「死亡」「機関所属予定」のステータスの者を除いてご回答ください。

※e-Radに登録が無い研究機関は、貴機関で把握されているおおよその研究者数を、2つの欄に記載してください(2つの欄に同数を記載)。

(単位:人)

「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」に登録されている研究者の人数 [大学ファクトブック掲載]	256,219人
e-Radに登録されており、かつ「科学研究費助成事業(科研費)への応募資格を有する」研究者の人数	241,472人

【様式2】共同研究受入実績(相手方が大学等分の経費を負担するケース)

学校コード	回答機関名	全機関
-------	-------	-----

【調査の対象】令和6年度に行われた共同研究(機関と民間企業等とが共同で研究開発すること)で、機関が経費を受け入れたものを御回答ください。

- ・「令和6年度に行われた」とは、契約期間が令和6年度に1日でもかかるものをいいます。
- ・「機関が経費を受け入れた」とは、契約全体において相手方が費用を負担するものをいいます。相手方が一切負担しない共同研究については、本様式には含めないでください。

・令和6年度に入金がない場合(複数年契約など)は、件数1件／金額0円と計上してください。

【注意点】

・様式は(1)国内民間企業を相手にしたものと、(2)国内民間企業以外の団体を相手にしたものに分かれています。(2)について記載漏れが無いよう御注意下さい。

・金額は千円単位です。原則として四捨五入を行いますが、この結果、合計値との間に相違が出る場合には、合計値に合致するよう調整してください。

【用語等説明】

令和6年度の新規契約	契約期間が令和6年度に開始したものを指します。 以前に行っていた共同研究に対する変更契約は、契約期間の延長等が行われても含みません。																	
中小企業 (→大企業)	<p>「中小企業基本法」(昭和38年法律第154号)第2条に定める「中小企業者」を指します。 具体的には、下図において、資本金または従業員数の基準を満たすものをいいます。 大企業は中小企業以外の企業をいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業種分類</th> <th style="text-align: center;">資本金</th> <th style="text-align: center;">従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">製造業その他</td> <td style="text-align: center;">3億円以下</td> <td style="text-align: center;">300人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">卸売業</td> <td style="text-align: center;">1億円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス業</td> <td style="text-align: center;">5千万円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小売業</td> <td style="text-align: center;">5千万円以下</td> <td style="text-align: center;">50人以下</td> </tr> </tbody> </table>			業種分類	資本金	従業員	製造業その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下
業種分類	資本金	従業員																
製造業その他	3億円以下	300人以下																
卸売業	1億円以下	100人以下																
サービス業	5千万円以下	100人以下																
小売業	5千万円以下	50人以下																
同一県内企業	<p>大学等と契約した企業が同一都道府県内にある契約を計上してください(内数)。 自機関が複数の都道府県にまたがっている場合は、締結した契約書の名義で同一県内企業であるかどうかを御判断ください。</p>																	
大学等発ベンチャー	<p>「大学等における教育研究に基づく技術やビジネスアイデアをもとにして新たに設立した企業」を指すものとし、NPO法人は除きます。 具体的には、下記の4つの区分のうち、1つ以上に該当するものを指します。</p> <p>(1)【特許による技術移転】 大学等の教職員・研究職員・ポスドク(教職員等)、学生・院生(学生等)を発明人とする特許をもとに起業</p> <p>(2)【特許以外による技術移転(または研究成果活用)】 (1)以外の大学等で創出された研究成果または習得した技術に基づいて起業</p> <p>(3)【大学等からの人材移転】 大学等の教職員等、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立や設立後に深く関与したりするなどした起業 ※現職の教職員、学生等が関与したものに加え、教職員等、学生等が退職、卒業した場合については、当該ベンチャー設立までの期間が1年以内の事例に限り含みます。</p> <p>(4)【その他関係】 上記(1)～(3)のほか、大学等が組織的に関係している場合(自大学で認定しているベンチャーなど)や、共同研究等をきっかけにしたジョイントベンチャーなど</p>																	
外国企業	<p>外国企業とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法(平成17年法律第86号)の規定により日本で登記したものをいいます。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国企業ではありません。契約相手方企業の本店住所が外国にあるかどうかを基準に、「外国企業」・「国内民間企業」を判別してください。</p>																	
公益法人等	<p>「法人税法別表第二」に記載がある法人(ただし、大学は除く)を指します。 ※国公立大学や私立大学については、「その他」に含めてください。</p>																	
「共同研究講座」、「共同研究部門」	<p>共同研究で相手方先から受け入れた共同研究費を有効に活用して設置運営し、大学等の相手方先との共同研究の豊富化、活発化を図ることを目的とするもので、特に、「共同研究講座」においては、学部及び研究科等の大学院組織等、教育研究を行う組織に置かれる講座を指し、「共同研究部門」においては、全学センター及び附置研究所等、研究を行う組織に置かれる研究部門を指します。 ※一つの授業科目について、相手方先から講師が無償で派遣されている場合や、無償の非常勤講師を受け入れているといった場合は、ここで言う共同研究講座とはなりませんので除外します。また、大学等で既存に設置されている研究室等への共同研究費の受入についても共同研究講座とはみなしませんので除外します。</p>																	

(1) 国内民間企業との共同研究 **[大学ファクトブック掲載]**

※金額については、項目ひとつごとに単位未満を四捨五入した値を整数で記載願います。

	受入件数	直接経費 (千円)	間接経費 (千円)	受入額(千円)	間接経費の占める割合(合計)	27%
	合計	32,093件	83,936,010千円	22,584,105千円	106,520,114千円	
	うち令和6年度の新規契約	15,414件	36,022,442千円	9,532,876千円	45,555,318千円	間接経費の占める割合 (うち令和6年度の新規契約)
相 手 方 先 区 分	大企業	21,818件	68,561,717千円	18,493,637千円	87,055,354千円	
	うち同一県内企業	5,018件	18,624,222千円	4,903,721千円	23,527,943千円	
	中小企業	10,275件	15,374,293千円	4,090,468千円	19,464,761千円	
	うち同一県内企業	4,214件	7,160,770千円	1,892,013千円	9,052,784千円	
	うち貴大学等発ベンチャー	1,073件	3,952,553千円	1,086,247千円	5,038,800千円	
	計	32,093件	83,936,010千円	22,584,105千円	106,520,114千円	
当 研 究 年 度 の 規 模 別 に 受 け 入 れ た 内 訳	0円	7,277件	【研究費の規模別内訳】 それぞれの契約を当該年度 の受入額によって分類の上、 集計してください。 各金額区分における平均額 (金額 ÷ 件数)は、金額区分		3,487,057千円	受入額が1件当たり1,000万円以上の共 同研究のうち、共通のテーマで複数の企 業が同じ場所に集まって研究開発を行っ ているオープンイノベーション型の受入 件数・金額(例:名古屋大学ナショナルコ ンポジットセンター)
	~100万円未満	6,966件			17,728,961千円	
	~300万円未満	10,828件			10,613,424千円	
	~500万円未満	2,892件			14,119,118千円	
	~1000万円未満	2,114件			36,722,657千円	受入件数
	~5000万円未満	1,776件			11,038,002千円	受入額(千円)
	~1億円未満	172件			12,810,895千円	
	1億円以上	68件			106,520,114千円	
		計	32,093件			

(2) 国内民間企業以外の団体との共同研究 【大学ファクトブック掲載】

※金額については、項目ひとつごとに単位未満を四捨五入した値を整数で記載願います。

	受入件数	直接経費 (千円)	間接経費 (千円)	受入額(千円)	間接経費の占める割合(合計)	21%
合計	6,068件	13,367,684千円	2,764,811千円	16,132,495千円		
うち令和6年度の新規契約	3,117件	7,110,403千円	1,333,047千円	8,443,450千円	間接経費の占める割合(うち令和6年度の新規契約)	19%
相手方先区分						
国	72件	169,600千円	30,008千円	199,608千円		
独立行政法人	1,291件	3,714,558千円	736,182千円	4,450,740千円		
公益法人等	1,020件	2,646,325千円	585,496千円	3,231,821千円		
地方公共団体	654件	987,418千円	177,110千円	1,164,528千円		
外国政府機関	57件	493,675千円	24,169千円	517,844千円		
外国企業	427件	2,450,006千円	730,517千円	3,180,523千円		
その他	2,547件	2,906,101千円	481,329千円	3,387,430千円		
	計	6,068件	13,367,684千円	2,764,811千円	16,132,495千円	
当研究費の規模別内訳に受け入れられた	0円	2,540件				
	～100万円未満	1,517件			654,398千円	
	～300万円未満	1,018件			1,732,315千円	
	～500万円未満	301件			1,145,234千円	
	～1000万円未満	326件			2,248,463千円	
	～5000万円未満	325件			6,255,864千円	
	～1億円未満	27件			1,817,727千円	
	1億円以上	14件			2,278,494千円	
	計	6,068件			16,132,495千円	

【研究費の規模別内訳】
それぞれの契約を当該年度の受入額によって分類の上、集計してください。
各金額区分における平均額(金額÷件数)は、金額区分の範囲内に收まります。

(3) 共同研究講座・共同研究部門の受入状況 【大学ファクトブック掲載】

※設置期間が令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に少しでも含まれるものについて、すべて記入してください。

※「(1)国内民間企業との共同研究、(2)国内民間企業以外の団体との共同研究」の内数になります。

共同研究講座・共同研究部門数	共同研究講座・共同研究部門に関する受入実績(千円)
1,168件	25,643,519千円

※複数年度にまたがる共同研究講座・共同研究部門の受入であっても、令和6年度の実績のみを計上してください。

(例1)令和4年～令和6年度の3年間共同研究講座・共同研究部門を設置し、その間の共同研究費を令和4年度に一括して受け入れた場合…令和6年度実績は、共同研究講座・共同研究部門1件・受入実績0円。

(例2)令和4年～令和6年度の3年間共同研究講座・共同研究部門を設置し、令和6年度に共同研究費を1000万円受け入れた場合…令和6年度実績は、共同研究講座・共同研究部門数1件・受入実績1000万円。

【Q&A】

契約が年度毎で更新される場合、どのように判断しますか？	あらかじめ全体の研究期間を定める文書があり、当該文書に基づき年度毎に更新を行う場合には、その全体を1契約として扱ってください。 あらかじめ定めた文書がない場合は、結果的に過去の課題の延長であっても、新たに契約を締結したものとしてください。
複数の機関と連携して共同研究を1契約で行つた場合、受入件数はどのように判断しますか？	受入件数は、契約を結んだ機関数ではなく、契約ごとに判断します。例えば、複数の機関と連携して共同研究を1契約で行つた場合には、1件となります。またこの場合、「相手方先区分」欄には、代表の1機関のものを計上してください。
研究費の規模別内訳はどのように判断しますか？	共同研究受入額1件ごと(直接経費+間接経費)の規模で判断します。複数年契約等の場合の受入額であっても、令和6年度の受入額のみで判断してください。 (例1)令和4年～令和6年度の3年間契約を行い、その間の経費を令和4年度に一括して受け入れた場合…令和6年度実績は、件数1件・受入額0円。→受入額が「0円」なので、「0円」に計上する。 (例2)令和4年～令和6年度の3年間契約を行い、令和6年度に当該経費として1000万円を受け入れた場合…令和6年度実績は、件数1件・受入額1000万円。→受入額が「1000万円」なので、「～5000万円未満」に計上する。
民間企業以外の団体は、「相手方先区分」についてどのように分類されますか？	主な分類は以下のとおりです。 ・大学(国立・公立・私立)→その他 ・大学共同利用機関法人→その他 ・学会→その他 ・NPO法人→その他 ・国立研究開発法人→独立行政法人 ・地方独立行政法人→独立行政法人 (※ただし地方独立行政法人のうち公立大学法人は「その他」)
調査対象年度に実施した共同研究の研究費が、翌年度以降に大学等に対して精算払いされる場合、金額はどうしますか？	原則として、「年度中に受け入れた金額」に基づいて回答してください。すなわち、年度中に精算が間に合った場合は精算額を計上してください。ただし、このケースのように年度中に精算できなかった場合は、共同研究の契約書に記載された契約金額を計上してください。
調査対象年度に実施した共同研究の研究費が、大学等に対して概算払いされている場合、金額はどうしますか？	原則として、「年度中に受け入れた金額」に基づいて回答してください。すなわち、年度中に金額が確定した場合は確定額(概算払い)を受け取った金額から支出元へ返還した金額を差し引いた額)を計上してください。ただし、年度中に確定できなかった場合は、概算払いの金額を計上してください。

「共通のテーマで複数の企業が同じ場所に集まって研究開発を行っているオープンイノベーション型」について、「複数の企業」には、私立大学や法人、研究所、団体等は含みますか？	含まれていても構いませんが、民間企業が複数参加しているものを記載してください。
「共通のテーマで複数の企業が同じ場所に集まって研究開発を行っているオープンイノベーション型」について、「同じ場所に集まって」とは具体的にどういう状況を指しますか？	研究設備やスタッフが常駐する必要があることから、研究機関内に専用の建物や部屋が設置されていることを想定しています。

【様式3-1】受託研究受入実績

学校コード 回答機関名 全機関

【調査の対象】令和6年度に行われた受託研究(大学等が民間企業等からの委託により研究開発を行い、そのための経費が民間企業等から支弁されているもの。治験等(様式3-2において項目を設けています。)を除く。)で、委託者が経費を負担するものを御回答ください。

- ・「令和6年度に行われた」とは、契約期間が令和6年度に1日でもかかるものをいいます。
- ・「委託者が経費を負担」とは、契約全体において委託者が費用を負担するものをいいます。システム改革や人材育成等の支援事業費は対象としません。

【注意点】

- ・様式は(1)国内民間企業を相手にしたものと、(2)国内民間企業以外の団体を相手にしたものに分かれています。(2)について、JST、AMED、NEDO等の独立行政法人から受託した案件の記載漏れが無いよう御注意下さい。
- ・金額は千円単位です。原則として四捨五入を行いますが、この結果、合計値との間に相違が出る場合には、合計値に合致するよう調整してください。

【用語等説明】

令和6年度の新規契約	契約期間が令和6年度に開始したものを指します。 以前に行っていた受託研究に対する変更契約は、契約期間の延長等が行われても含みません。																	
中小企業 (→大企業)	<p>「中小企業基本法」(昭和38年法律第154号)第2条に定める「中小企業者」を指します。 具体的には、下図において、資本金または従業員数の基準を満たすものをいいます。 大企業は中小企業以外の企業をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>資本金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table>			業種分類	資本金	従業員	製造業その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下
業種分類	資本金	従業員																
製造業その他	3億円以下	300人以下																
卸売業	1億円以下	100人以下																
サービス業	5千万円以下	100人以下																
小売業	5千万円以下	50人以下																
同一県内企業	<p>大学等と契約した企業が同一都道府県内にある契約を計上してください(内数)。 自機関が複数の都道府県にまたがっている場合は、締結した契約書の名義で同一県内企業であるかどうかを御判断ください。</p>																	
大学等発ベンチャー	<p>「大学等における教育研究に基づく技術やビジネスアイデアをもとにして新たに設立した企業」を指すものとし、NPO法人は除きます。 具体的には、下記の4つの区分のうち、1つ以上に該当するものを指します。</p> <p>(1)【特許による技術移転】 大学等の教職員・研究員・ポスドク(教職員等)、学生・院生(学生等)を発明人とする特許をもとに起業</p> <p>(2)【特許以外による技術移転(または研究成果活用)】 (1)以外の大学等で創出された研究成果または習得した技術に基づいて起業</p> <p>(3)【大学等からの人材移転】 大学等の教職員等、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立や設立後に深く関与したりするなどした起業 ※現職の教職員、学生等が関与したものに加え、教職員等、学生等が退職、卒業した場合については、当該ベンチャー設立までの期間が1年以内の事例に限り含みます。</p> <p>(4)【その他関係】 上記(1)～(3)のほか、大学等が組織的に関係している場合(自大学で認定しているベンチャーなど)や、共同研究等をきっかけにしたジョイントベンチャーなど</p>																	
外国企業	<p>外国企業とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法(平成17年法律第86号)の規定により日本で登記したものをいいます。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国企業ではありません。契約相手方企業の本店住所が外国にあるかどうかを基準に、「外国企業」・「国内民間企業」を判別してください。</p>																	
公益法人等	<p>「法人税法別表第二」に記載がある法人(ただし、大学は除く)を指します。 ※国公立大学や私立大学については、「その他」に含めてください。</p>																	

(1) 国内民間企業からの受託研究 **[大学ファクトブック掲載]**

※金額については、項目ひとつごとに単位未満を四捨五入した値を整数で記載願います。

	受入件数	直接経費 (千円)	間接経費 (千円)	受入額(千円)	間接経費の占める割合(合計)	21%
合計	8,039件	12,147,891千円	2,500,165千円	14,648,055千円		
うち令和6年度の新規契約	3,841件	6,611,624千円	1,370,659千円	7,982,283千円	間接経費の占める割合 (うち令和6年度の新規契約)	21%
相手方先区分	大企業	5,506件	8,792,373千円	1,811,024千円	10,603,397千円	
	うち同一県内企業	1,278件	1,680,829千円	300,526千円	1,981,355千円	
	中小企業	2,533件	3,355,518千円	689,141千円	4,044,659千円	
	うち同一県内企業	959件	1,668,090千円	359,566千円	2,027,656千円	
	うち貴大学等発ベンチャー	91件	689,767千円	180,341千円	870,108千円	
	計	8,039件	12,147,891千円	2,500,165千円	14,648,055千円	
当該研究費度に受け入れられた	0円	2,462件			1,221,493千円	
	~100万円未満	3,095件			2,557,498千円	
	~300万円未満	1,605件			1,274,414千円	
	~500万円未満	335件			1,971,660千円	
	~1000万円未満	286件			4,279,162千円	
	~5000万円未満	227件			968,743千円	
	~1億円未満	15件			2,375,085千円	
	1億円以上	14件			14,648,055千円	
計		8,039件				

【研究費の規模別内訳】
それぞれの契約を当該年度
の受入額によって分類の上、
集計してください。
各金額区分における平均額
(金額 ÷ 件数)は、金額区分
の範囲内に収まります。

(2) 国内民間企業以外の団体からの受託研究 **【大学ファクトブック掲載】**

※金額については、項目ひとつごとに単位未満を四捨五入した値を整数で記載願います。

※例年、JST、AMED、NEDO等の独立行政法人から受託した案件の記載漏れがあります。御留意ください。

	受入件数	直接経費(千円)	間接経費(千円)	受入額(千円)		
合計	24,706件	290,271,284千円	70,651,508千円	360,922,792千円	間接経費の占める割合(合計)	24%
うち令和6年度の新規契約	13,099件	136,271,626千円	31,774,033千円	168,045,660千円	間接経費の占める割合(うち令和6年度の新規契約)	23%
相手方先区分	国	1,403件	25,721,343千円	4,287,437千円	30,008,780千円	
	独立行政法人	14,198件	228,343,803千円	58,939,515千円	287,283,318千円	
	公益法人等	1,916件	3,248,017千円	432,568千円	3,680,585千円	
	地方公共団体	1,882件	4,186,818千円	636,232千円	4,823,051千円	
	外国政府機関	49件	378,679千円	66,328千円	445,007千円	
	外国企業	216件	907,506千円	194,231千円	1,101,737千円	
	その他	5,042件	27,485,118千円	6,095,197千円	33,580,314千円	
	計	24,706件	290,271,284千円	70,651,508千円	360,922,792千円	
当該研究費の規模別内訳に受け入れられた	0円	2,671件				
	~100万円未満	5,214件			2,209,714千円	
	~300万円未満	4,735件			8,701,907千円	
	~500万円未満	1,997件			7,858,143千円	
	~1000万円未満	3,231件			23,641,278千円	
	~5000万円未満	5,544件			115,227,463千円	
	~1億円未満	782件			54,429,952千円	
	1億円以上	532件			148,854,336千円	
	計	24,706件			360,922,792千円	

【研究費の規模別内訳】
 それぞれの契約を当該年度の受入額によって分類の上、集計してください。
 各金額区分における平均額(金額 ÷ 件数)は、金額区分の範囲内に収まります。

(3) 大学等からの再委託分

※上記(1)(2)の受託研究のうち、大学等(短期大学・高等専門学校・大学共同利用機関法人を含む)から再委託を受けた研究について、その件数および金額をご記入ください。

	受入件数	直接経費(千円)	間接経費(千円)	受入額(千円)
(1)(2)のうち大学等からの再委託分	4,076件	24,985,240千円	6,658,068千円	31,643,308千円

【Q&A】

契約が年度毎で更新される場合、どのように判断しますか？	あらかじめ全体の研究期間を定める文書があり、当該文書に基づき年度毎に更新を行う場合には、その全体を1契約として扱ってください。 あらかじめ定めた文書がない場合は、結果的に過去の課題の延長であっても、新たに契約を締結したものとしてください。
複数の機関と連携して受託研究を1契約で行った場合、受入件数はどのように判断しますか？	受入件数は、契約を結んだ機関数ではなく、契約ごとに判断します。例えば、複数の機関と連携して受託研究を1契約で行った場合には、1件となります。またこの場合、「相手方先区分」欄には、代表の1機関のものを計上してください。
研究費の規模別内訳はどのように判断しますか？	受託研究受入額1件ごと(直接経費+間接経費)の規模で判断します。複数年契約等の場合の受入額であっても、令和6年度の受入額のみで判断してください。 (例1)令和4年～令和6年度の3年間契約を行い、その間の経費を令和4年度に一括して受け入れた場合…令和6年度実績は、件数1件・受入額0円。一受入額が「0円」なので、「0円」に計上する。 (例2)令和4年～令和6年度の3年間契約を行い、令和6年度に当該経費として1000万円を受け入れた場合…令和6年度実績は、件数1件・受入額1000万円。一受入額が「1000万円」なので、「～5000万円未満」に計上する。
再委託による契約を行っている場合には、どのように記載しますか？	再委託を受けている場合、(1)(2)の「相手方先区分」欄は直接の契約相手の区分ではなく、資金源となる支出元の区分に計上してください。再委託であるか不明な場合には、直接の契約相手の区分に計上してください。 大学等から再委託を受けている場合には(3)にも計上してください。 再委託をした場合、受入額は受け取った金額をそのまま計上してください。再委託分を受入額から差し引く必要はありません。
民間企業以外の団体は、「相手方先区分」についてどのように分類されますか？	主な分類は以下のとおりです。 ・大学(国立・公立・私立)→その他 ・大学共同利用機関法人→その他 ・学会→その他 ・NPO法人→その他 ・国立研究開発法人→独立行政法人 ・地方独立行政法人→独立行政法人 (※ただし地方独立行政法人のうち公立大学法人は「その他」)
調査対象年度に実施した受託研究の研究費が、翌年度以降に大学等に対して精算払いされる場合、金額はどうしますか？	原則として、「年度中に受け入れた金額」に基づいて回答してください。すなわち、年度中に精算が間に合った場合は精算額を計上してください。ただし、このケースのように年度中に精算できなかつた場合は、受託研究の契約書に記載された契約金額を計上してください。
調査対象年度に実施した受託研究の研究費が、大学等に対して概算払いされている場合、金額はどうしますか？	原則として、「年度中に受け入れた金額」に基づいて回答してください。すなわち、年度中に金額が確定が間に合つた場合は確定額(概算払いを受け取った金額から支出元へ返還した金額を差し引いた額)を計上してください。ただし、年度中に確定できなかつた場合は、概算払いの金額を計上してください。

【様式3-2】治験等受入実績

学校コード

回答機関名

全機関

【調査の対象】令和6年度に行われた治験等(大学等が外部からの委託により医薬品及び医療機器等の臨床研究を行い、これに要する経費が委託者から支弁されているもの、製造販売後調査、病理組織検査、それらに類似する試験・調査。受託研究とは別。)。

・「令和6年度に行われた」とは、契約期間が令和6年度に1日でもかかるものをいいます。

【注意点】

・件数については契約件数を、金額については受託研究受入額の**外数**で計上してください。

・金額は千円単位です。原則として四捨五入を行いますが、この結果、合計値との間に相違が出る場合には、合計値に合致するよう調整してください。

【用語等説明】

治験	医薬品、医療機器の製造販売承認を得るため、行政機関に届出を行ったうえで実施されるものを指します。																	
治験以外の検査等	「製造販売後調査」、「病理組織検査」、「それらに類似する試験・調査」を指します。																	
中小企業 (→大企業)	<p>「中小企業基本法」(昭和38年法律第154号)第2条に定める「中小企業者」を指します。 具体的には、下図において、資本金または従業員数の基準を満たすものをいいます。 大企業は中小企業以外の企業をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>資本金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>3 億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1 億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5 千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5 千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table>			業種分類	資本金	従業員	製造業その他	3 億円以下	300人以下	卸売業	1 億円以下	100人以下	サービス業	5 千万円以下	100人以下	小売業	5 千万円以下	50人以下
業種分類	資本金	従業員																
製造業その他	3 億円以下	300人以下																
卸売業	1 億円以下	100人以下																
サービス業	5 千万円以下	100人以下																
小売業	5 千万円以下	50人以下																
同一県内企業	<p>大字等と契約した企業が同一都道府県内にある契約を計上してください(内数)。 自機関が複数の都道府県にまたがっている場合は、締結した契約書の名義で同一県内企業であるかどうかを御判断ください。</p>																	
大学等発ベンチャー	<p>「大学等における教育研究に基づく技術やビジネスアイデアをもとにして新たに設立した企業」を指すものとし、NPO法人は除きます。 具体的には、下記の4つの区分のうち、1つ以上に該当するものを指します。</p> <p>(1)【特許による技術移転】 大学等の教職員・研究職員・ポスドク(教職員等)、学生・院生(学生等)を発明人とする特許をもとに起業</p> <p>(2)【特許以外による技術移転(または研究成果活用)】 (1)以外の大学等で創出された研究成果または習得した技術に基づいて起業</p> <p>(3)【大学等からの人材移転】 大学等の教職員等、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立や設立後に深く関与したりするなどした起業 ※現職の教職員、学生等が関与したものに加え、教職員等、学生等が退職、卒業した場合については、当該ベンチャー設立までの期間が1年以内の事例に限り含みます。</p> <p>(4)【その他関係】 上記(1)～(3)のほか、大学等が組織的に関係している場合(自大学で認定しているベンチャーなど)や、共同研究等をきっかけにしたジョイントベンチャーなど</p>																	
外国企業	<p>外国企業とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法(平成17年法律第86号)の規定により日本で登記したものをいいます。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国企業ではありません。契約相手方企業の本店住所が外国にあるかどうかを基準に、「外国企業」・「国内民間企業」を判別してください。</p>																	
公益法人等	<p>「法人税法別表第二」に記載がある法人(ただし、大学は除く)を指します。 ※国公立大学や私立大学については、「その他」に含めてください。</p>																	

※金額については、項目ひとつごとに単位未満を四捨五入した値を整数で記載願います。

【研究費の規模別内訳】 それぞれの契約を当該年度の受入額によって分類の上、集計してください。 各金額区分における平均額(金額÷件数)は、金額区分の範囲内に收まります。		治験等				合計		
		治験		治験以外の検査等				
		件数	受入額(千円)	件数	受入額(千円)	件数	受入額(千円)	
合計		11,691件	22,610,650千円	35,424件	3,248,440千円	47,115件	25,859,090千円	
相手方先区分	国内民間企業	大企業	9,401件	17,831,418千円	7,608件	1,382,183千円	17,009件	19,213,601千円
		うち同一県内企業	1,694件	3,874,754千円	1,031件	169,783千円	2,725件	4,044,537千円
		中小企業	1,214件	2,271,279千円	4,044件	455,313千円	5,258件	2,726,592千円
		うち同一県内企業	244件	651,283千円	1,660件	135,772千円	1,904件	787,055千円
		うち貴大学等発ベンチャー	12件	72,974千円	8件	260千円	20件	73,234千円
		小計	10,615件	20,102,697千円	11,652件	1,837,496千円	22,267件	21,940,193千円
	国		2件	330千円	21件	4,473千円	23件	4,803千円
	独立行政法人		55件	517,340千円	3,471件	106,963千円	3,526件	624,303千円
	公益法人等		61件	48,932千円	11,302件	563,381千円	11,363件	612,313千円
	地方公共団体		2件	1,500千円	4,769件	419,929千円	4,771件	421,429千円
研究費の規模別に入れた内訳	外国政府機関		0件	0千円	1件	2,247千円	1件	2,247千円
	外国企業		681件	1,521,705千円	299件	89,091千円	980件	1,610,796千円
	その他		275件	418,146千円	3,909件	224,860千円	4,184件	643,006千円
	計		11,691件	22,610,650千円	35,424件	3,248,440千円	47,115件	25,859,090千円
	0円		1,512件		4,874件		6,386件	
	～100万円未満		5,336件	2,389,944千円	30,092件	1,214,640千円	35,428件	3,604,584千円
	～300万円未満		2,901件	5,177,073千円	321件	517,003千円	3,222件	5,694,076千円
	～500万円未満		934件	3,590,133千円	51件	197,159千円	985件	3,787,292千円
	～1000万円未満		656件	4,520,896千円	45件	292,406千円	701件	4,813,302千円
	～5000万円未満		333件	5,552,654千円	39件	778,879千円	372件	6,331,533千円
研究費の規模別に入れた内訳	～1億円未満		15件	953,946千円	1件	60,185千円	16件	1,014,131千円
	1億円以上		4件	426,004千円	1件	188,168千円	5件	614,172千円
計			11,691件	22,610,650千円	35,424件	3,248,440千円	47,115件	25,859,090千円

【Q&A】

研究費の規模別に入れた内訳	病理組織検査において、契約書等取り交わしたうえで個別の検査サンプルを受け付けている場合の受入件数は、どのように判断しますか？	当該契約書や覚書の件数を計上してください。その他、契約書等を取り交わさず、依頼状、申込書等により受け付けている場合にあっては、受付手続1回の処理を1件として計上してください。
	民間企業以外の団体は、「相手方先区分」についてどのように分類されますか？	主な分類は以下のとおりです。 ・大学(国立・公立・私立)→その他 ・大学共同利用機関法人→その他 ・学会→その他 ・NPO法人→その他 ・国立研究開発法人→独立行政法人 ・地方独立行政法人→独立行政法人 (※ただし地方独立行政法人のうち公立大学法人は「その他」)

【様式4】発明状況等

学校コード

回答機関名 全機関

【調査の対象】令和6年度に届出のあった発明届(大学等に所属する教員等から発明があった旨を当該大学等に届出させること)について、御回答ください。

【用語等説明】

発明者	発明の具体的着想や具体的解決手段を提供し、技術的思想の創作行為に加担し、発明の完成に貢献した者を指します。発明者と同じ研究グループに所属していただけの人や、単に実験を手伝っただけの人は発明者には含めません。
-----	---

発明状況

(1) 発明者数(発明届を出した教員等の、重複を除いた数)

教員(研究員を含む)	8,758 人
学生	2,622 人

(2) 発明届出件数

発明届出件数総数 7,795 件 (機関が承継・出願に至った発明届の数(予定件数含む) 6,771 件)

※令和6年度における「発明届出件数」に対する「機関が承継・出願に至った発明届の数(予定件数含む)」の割合

((2)発明届出件数まで入力するとそれぞれ自動で反映されます。)

(機関が承継・出願に至った発明届の数(予定件数含む) 6,771 件) / 発明届出件数 7,795 件

= 87 %

【様式5】特許等取得及び管理状況、特許出願経費等について

学校コード

回答機関名 全機関

【調査の対象】令和6年度中の知的財産の出願や審査請求、令和6年度末に保有している知的財産が対象です。

【用語等説明】

知的財産(特許等)	知的財産基本法第2条に定める特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産に関する法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利を指します。 「その他の知的財産権」には、植物の新品种を保護する「育成者権」や、半導体集積回路の回路配置の利用を保護する「回路配置利用権」等が含まれます。				
出願件数	令和6年度中に出願した件数を指します。				
審査請求件数	令和6年度中に審査請求した件数(特許権のみ)を指します。 米国の場合は、審査請求の制度がないため「(イ)審査請求件数」に計上する必要がありません。出願件数、保有件数のみに計上願います。				
保有件数	令和6年度末時点で、登録している特許権等を保有している件数を指します。				
機関の運営経費	国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金等の基盤的経費を指します。				

1. 特許等取得及び管理状況

【国内分】

	特許権	うち共有		実用新案権	意匠権	商標権	その他 知的財産権
		うち共有	うち実施許諾中件数				
(ア)出願件数 【大学ファクトブック掲載】	6,718件	4,155件	13件	56件	147件	29件	
(イ)審査請求件数	4,710件	2,995件					
(ウ)保有件数 【大学ファクトブック掲載】	37,588件	23,457件	78件	395件	2,474件	398件	
	うち実施許諾中件数	6,820件					

※(ア)(イ)令和6年度中の件数、(ウ)令和6年度末の件数

【外国分】

	特許権	うち共有		実用新案権	意匠権	商標権	その他 知的財産権
		うち共有	うち実施許諾中件数				
(ア)出願件数 【大学ファクトブック掲載】	3,848件	2,890件	0件	13件	1件	19件	
(イ)審査請求件数	2,209件	1,620件					
(ウ)保有件数 【大学ファクトブック掲載】	22,593件	16,568件	5件	46件	170件	190件	
	うち実施許諾中件数	8,037件					

※(ア)(イ)令和6年度中の件数、(ウ)令和6年度末の件数

過去の調査で誤って「(ア)出願件数」=「(ウ)保有件数」と回答してきた機関が多くありました。出願しただけでは保有しているとはいえないのに、「(ウ)保有件数」には「権利化した特許権等を保有している件数」に該当する件数のみ計上してください。

【PCT・EPC分】

令和6年度中	件数	うち共有
出願件数	2,766件	1,733件
PCT出願件数 【大学ファクトブック掲載】	2,030件	1,237件
EPC出願件数 【大学ファクトブック掲載】	736件	496件

2. 特許出願についての発明のもととなった研究内訳

	国内分	外国分
出願件数(件)	6,715件	3,848件
発明のもととなった研究	(内訳)	(内訳)
①共同研究	2,983件	2,006件
ア)民間企業	2,776件	1,964件
イ)その他	207件	42件
②受託研究	1,334件	863件
ア)国	361件	289件
イ)独立行政法人、公益法人等	874件	515件
ウ)民間企業	85件	56件
エ)その他	14件	3件
③補助金	711件	338件
ア)国	271件	144件
イ)独立行政法人、公益法人等	413件	148件
ウ)その他	27件	46件
④寄附金	163件	66件
⑤上記以外(運営費交付金等)	1,524件	575件

「②受託研究」の「国」には競争的資金の委託費の性格のもの、「③補助金」の「国」には競争的資金の補助金の性格のものをそれぞれ含みます。

複数の研究費を使用している場合には、割合が多い方の欄に記入してください。

3. 知的財産関連経費の状況

(1). 自機関が費用を負担したもの

例えば、特許の共有相手が負担した特許関連経費等、自機関以外が負担したものは含めないでください。

【令和6年度中にかかった費用】

知的財産の出願・登録・維持にかかった費用を「出願等費用」、「登録・維持費用」に分け、それぞれ弁理士費用等を含んだ額を計上してください。また、内訳に該当しないその他の費用については「その他費用」欄に計上してください。なお、「その他費用」欄に計上する場合には、具体的な費用についての名称も記載の上、計上してください。

令和6年度中にかかった費用	支出額(千円)
出願等費用(国内権利)	1,626,318千円
出願等費用(海外権利、PCT、EPC等)	2,216,620千円
登録・維持費用(国内権利)	511,106千円
登録・維持費用(海外権利)	475,480千円
侵害調査・訴訟等費用	1,834千円
TLOIに支払った知的財産関連費用 (実施許諾等収入から天引きされた額も含む)	1,022,065千円
その他費用	64,644千円
合計	5,918,067千円

左表の費用に対し措置した財源	財源の額(千円)
機関の運営経費	2,554,467千円
プロジェクト研究の直接経費	277,218千円
間接経費	1,687,156千円
ライセンス収入	1,099,443千円
その他費用	299,782千円
合計	5,918,066千円

※金額については、項目ひとつごとに単位未満を四捨五入した値を整数で記載願います。

(2). 上記(1)以外の経費

(単位:千円)

特許出願・保有の支援を目的とした補助金等(JST外国特許出願支援等)の支援を受けた額	593,064千円
実施許諾または譲渡による収入のうち、発明者・創作者等本人に還元した額(発明補償金等を含む)	2,388,097千円
実施許諾または譲渡による収入のうち、発明者・創作者等本人以外(部局等)に還元した額(発明補償金等を含む)	2,531,355千円

4. 共有特許の出願・中間対応経費の負担区分

令和6年度中に共有で特許出願したもの	件数	うち相手方が 民間企業の件数
貴機関が全額負担したもの	81件	19件
相手方が全額負担したもの	7,280件	7,104件
持分に応じて負担をしたもの	1,474件	264件
持分とは異なる割合で負担したもの(上記以外)	67件	26件
合計	8,902件	7,413件

5. 共有特許の登録・権利更新経費の負担区分

令和6年度中に登録または権利更新を行ったもの	件数	うち相手方が 民間企業の件数
貴機関が全額負担したもの	400件	155件
相手方が全額負担したもの	22,461件	21,615件
持分に応じて負担をしたもの	3,403件	1,602件
持分とは異なる割合で負担したもの(上記以外)	137件	67件
合計	26,401件	23,439件

【Q&A】

<p>「出願等費用」、「登録・維持費用」に計上する際の注意点は、どういったものがありますか？</p>	<p>○「出願等費用」には、「出願費用」のほか出願前にかかった費用や「中間費用等(※)」も含みます。 (※) 出願前に行つた先行技術調査、特許出願から登録までの間に要する費用、審査請求費用、拒絶理由対応に係る費用、微生物寄託に係る費用、出願の手続き補正書の手数料等 ○「登録・維持費用」には、特許査定を得た際の弁理士への成功報酬、名義変更や放棄のための手数料を含みます。 ○消耗品や旅費等の事務経費は当該支出なしに取得等事務ができないもののみを、「出願等費用」または「登録・維持費用」に分けて計上してください。 ○特許の市場性評価や弁理士相談料等は特許査定を受ける前か否かで「出願等費用」または「登録・維持費用」に振り分けてください。 ○発明補償金等は、知的財産の創出、出願、登録、実施(運用や譲渡を含む)等に伴つて支払われる補償金等(機関によって報奨金、報償金、表彰金、賞金等名称は異なります)を指します。これらは、「出願等費用」及び「登録・維持費用」に含めるのではなく、支出先に応じ「(2). 上記(1)以外の経費」にある「発明者・創作者等本人に還元した額」または「発明者・創作者等本人以外(部局等)に還元した額」の該当項目に含めてください。</p>
<p>EPC出願、PCT出願含め国内・外国出願件数はどのように判断しますか？</p>	<p>国内・外国出願件数は、出願国数を計上することとし、EPC出願、PCT出願をした場合は、各国へ移行手続きを行つても計上し、同手続きを行つた場合は、追加して「外国出願件数」の区分に応じて、計上してください。またPCT出願の各国移行段階でEPを指定した場合についてもEPC出願に計上してください。ただし、基礎出願を行つた国に再度、移行手続きを行つた場合には、移行段階での出願件数からその国は除外してください。 (例) 1. 令和6年度中に日本へ基礎出願、その後PCT出願をしたが、各国への指定国移行の手続きをまだ行つていない場合 ……「国内出願件数」欄に1件、「PCT出願件数」欄に1件 2. 令和6年度より前に日本へ基礎出願、令和6年度中にPCT出願をし、同年度内に米国、仏、独の計3カ国に指定国移行の手続きを行つている場合…「PCT出願件数」欄に1件、「外国出願件数」欄に3件 3. 令和6年度より前に日本へ基礎出願およびPCT出願後、令和6年度中に日本、米国、独、計3カ国に指定国移行の手続きを行つた場合…「外国出願件数」欄に2件 4. 令和6年度より前に米国へ基礎出願およびPCT出願後、令和6年度中に日本、米国、独、計3カ国に指定国移行の手続きを行つた場合…「PCT出願件数」欄に1件、「国内出願件数」欄に1件、「外国出願件数」欄に1件 5. 基礎出願を行はず、令和6年度中にPCT出願後、同年度内に日本、米国、EPに指定国移行の手続きを行つた場合 ……「PCT出願件数」欄に1件、「国内出願件数」欄に1件、「外国出願件数」欄に1件、「EPC出願件数」欄に1件 6. 令和6年度より前に日本へ基礎出願およびPCT出願、EPC出願後、令和6年度中に日本、米国、英、独、仏へ指定国移行の手続きを行つた場合…「外国出願件数」欄に4件</p>
<p>①EPC出願に基づき複数国で権利を取得した場合、「保有件数」はどのように判断しますか？</p>	<p>「外国分」の「(ウ)保有件数」欄に計上してください。3カ国で権利を取得した場合には、件数は3件としてカウントしてください。</p>
<p>②欧州単一効特許を取得した場合、「保有件数」はどのように判断しますか？</p>	<p>欧州単一効特許の保有件数は、「外国分」の「(ウ)保有件数」欄に計上してください。欧州単一効特許は複数の国で効力を有しますが、件数は1件としてカウントしてください。</p>
<p>「国内優先権出願」、「分割出願」を行つた場合は、どのように判断しますか？</p>	<p>「国内優先権出願」を行つた場合は、基礎出願を含み全て計上してください。 (例) 1. 令和5年度に基礎出願を行い、令和6年度に「国内優先権出願」を行つた場合 ……出願件数は1件 2. 令和6年度に基礎出願を行い、令和6年度に「国内優先権出願」を行つた場合 ……出願件数は2件 「分割出願」を行つた場合は、基礎出願を含み全て計上してください。 (例) 1. 令和5年度に基礎出願を行い、令和6年度に基礎出願から3件の出願に分割した場合 ……出願件数3件 3. 令和6年度に基礎出願を行い、令和6年度に基礎出願から3件の出願に分割した場合 ……出願件数4件 ※PCT出願等から指定国移行段階において、分割を求められたケースについても同様に計上してください。</p>

【様式6-1】知的財産の実施許諾等收入

学校コード

回答機関名

全機關

『特許権』

【調査の対象】令和6年度中の知的財産の実施許諾等収入(特許権)について、御回答ください。

※保有する特許権等すべてではなく、実施許諾又は譲渡の対象となったものについて御回答ください。

【注意点】

・【様式6-1】特許権、【様式6-2】実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他知的財産権(育成者権、回路配置利用権等)、その他(ノウハウ等)、有体物(マテリアル)の2種類の様式がありますので、様式ごとに該当する知的財産について記載してください。

・金額は千円単位です。原則として四捨五入を行いますが、この結果、合計値との間に相違が出る場合には、合計値に合致するよう調整してください。

【用語等説明】

知的財産	知的財産基本法第2条に定める特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産に関する法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利を指します。「その他の知的財産権」には、植物の新品種を保護する「育成者権」や、半導体集積回路の回路配置の利用を保護する「回路配置利用権」等が含まれます。															
特許権等	「特許を受ける権利」の段階のものも含みます。															
実施許諾	<p>「実施許諾」とは、以下の(ア)、(イ)のいずれかの場合に該当することを指します。</p> <p>(ア)大学等が保有する特許権等の知的財産権(「受ける権利」)段階のものも含む)を企業等に実施させることを許諾する契約を締結している場合。</p> <p>(イ)特許権等の知的財産権を共有している相手方の企業等から、大学等に対して実施料を支払うことが定められている場合。</p> <p>ただし、「支払い方法の詳細(金額、実施料率、支払い時期等)が具体的に定められている場合(※)」に限る。)</p> <p>(※)「支払い方法の詳細(金額、実施料率、支払い時期等)が具体的に定められている場合」の例。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該実施料の支払いに關し、イニシャルロイヤリティの金額及びランニングロイヤリティの実施料率・支払い時期が定められている。 ・当該実施料の支払いに關し、ランニングロイヤリティに関する実施料率・支払い時期はまだ定められていないが、イニシャルロイヤリティの支払い金額は定められている。 ・当該実施料の支払いに關し、イニシャルロイヤリティの支払は予定されていないが、ランニングロイヤリティの実施料率・支払い時期は定められている。 															
中小企業 (→大企業)	<p>「中小企業基本法」(昭和38年法律第154号)第2条に定める「中小企業者」を指します。</p> <p>具体的には、下図において、資本金または従業員数の基準を満たすものをいいます。</p> <p>大企業は中小企業以外の企業をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>資本金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種分類	資本金	従業員	製造業その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下
業種分類	資本金	従業員														
製造業その他	3億円以下	300人以下														
卸売業	1億円以下	100人以下														
サービス業	5千万円以下	100人以下														
小売業	5千万円以下	50人以下														
大学等発ベンチャー	<p>「大学等における教育研究に基づく技術やビジネスアイデアをもとにして新たに設立した企業」を指すものとし、NPO法人は除きます。</p> <p>具体的には、下記の4つの区分のうち、1つ以上に該当するものを指します。</p> <p>(1)【特許による技術移転】 大学等の教職員・研究職員・ボスドク(教職員等)、学生・院生(学生等)を発明人とする特許をもとに起業</p> <p>(2)【特許以外による技術移転(または研究成果活用)】 (1)以外の大学等で創出された研究成果または習得した技術に基づいて起業</p> <p>(3)【大学等からの人材移転】 大学等の教職員等、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立や設立後に深く関与したりするなどした起業 ※現職の教職員、学生等が関与したものに加え、教職員等、学生等が退職、卒業した場合については、当該ベンチャー設立までの期間が1年以内の事例に限り含みます。</p> <p>(4)【その他関係】 上記(1)～(3)のほか、大学等が組織的に関係している場合(自大学で認定しているベンチャーなど)や、共同研究等をきっかけにしたジョイントベンチャーなど</p>															
イニシャルロイヤリティ	実施許諾契約の締結時に、企業等から支払われる契約一時金を指します。															
ランニングロイヤリティ	実施許諾契約に基づき設定された実施料率により、製品の売上高等に応じて支払われる実施料を指します。															
譲渡	大学等が保有する特許権等の知的財産権(「受ける権利」)段階のものも含む)を他者に有償又は無償で移転することを言います。 また、共有特許の持ち分を、共有の相手方に対して、有償又は無償で移転する場合も含みます。															
権利数	実施許諾または譲渡の権利の数を指します。															
収入額	令和6年度中に実施許諾または譲渡により得た収入額を指します。															
マイルストーン収入	契約に基づき、あらかじめ定められた研究開発の達成度合いに応じて生じる収入を指します。															
不実施補償	大学等が特許権等の知的財産権を自ら実施しない対価として、権利を共有している相手方からの支払いを指します。															
オプション契約	技術シーズの事業化に必要な情報等を提供し、使用させるとともに契約期間内に実施許諾を受けるか否かの選択権を与える契約を意味します。															

[国内分]

「日本国内で権利化された知的財産」が該当。

		権利数		収入額	
		うち共有	うち共有	うち共有	うち共有
契約別	実施許諾(令和5年度以前に契約)	8,576件	4,083件	3,301,469千円	1,407,558千円
	実施許諾(令和6年度に契約)	884件	348件	494,325千円	176,813千円
	譲渡(無償の場合も含む)	1,007件	700件	376,406千円	215,599千円
	譲渡のうち、共有特許の持分を共有相手に移したもの		591件		183,494千円
計		10,467件	5,131件	4,172,201千円	1,799,970千円
特許の共有相手	国内大企業		1,986件		1,042,898千円
	うち同一県内企業		713件		284,728千円
	国内中小企業		1,594件		379,720千円
	うち同一県内企業		781件		191,840千円
	うち貴大等発ベンチャー		354件		164,184千円
	その他(国内)		116件		7,156千円
	外国企業		33件		2,967千円
	その他(国外)		8件		0千円
特許の共有相手以外	国内大企業	1,855件	403件	462,917千円	91,085千円
	うち同一県内企業	516件	120件	105,112千円	8,201千円
	国内中小企業	4,258件	807件	2,190,408千円	271,444千円
	うち同一県内企業	1,940件	329件	1,608,069千円	51,200千円
	うち貴大等発ベンチャー	1,888件	355件	805,595千円	218,681千円
	その他(国内)	359件	132件	23,597千円	3,716千円
	外国企業	257件	51件	62,538千円	984千円
	その他(国外)	1件	1件	0千円	0千円
計		10,467件	5,131件	4,172,201千円	1,799,970千円

【計上する際の注意事項】

- 「受ける権利」の段階のものも含みます。
- 共有の特許権については、「うち共有」欄に計上してください

さい(内数)。OTLOを経由した場合には、**TLOに支払う手数料を差し引いた正味の収入額**を計上してください。また、いつか貴機

いた正味の手数料を計じていた。また、「いたん貴機関に入金された後のTLOに手数料を支払うような場合にも、その手数料分を差し引いた金額を計上してください。」
※ここでいう「TLOに支払う手数料」には、「実施許諾等収入から天引きされた額（様式5の3.（1）左表の「TLOに支払った費用」のうち数）」及び、「いたん貴機関に入金されずに、手数料を支払った額（手数料のうち数）」

た後にTLOに支払った料金を含めてください。

○実施許諾収入がある場合は実施許諾権利数にも反映してください。

権利数、収入額は、それぞれ契約別の
計、相手別の計が一致します。

[外国分]

「外国において権利化された知的財産」が該当

契約別	特許の共有相手	権利数	収入額	
			うち共有	うち共有
実施許諾(令和5年度以前に契約)	国内大企業	10,596件	6,156件	724,986千円
実施許諾(令和6年度に契約)	国内大企業	677件	299件	135,411千円
譲渡(無償の場合も含む)	国内大企業	397件	261件	53,823千円
譲渡のうち、共有特許の持ち分を共有相手に移したもの	国内大企業		195件	18,748千円
計	国内大企業	11,670件	6,716件	914,220千円
	うち同一県内企業		2,657件	266,123千円
	うち中小企業		932件	109,959千円
	うち同一県内企業		1,586件	132,651千円
	うち貴大学等発ベンチャー		874件	81,731千円
	その他組織(国内)		48件	4,703千円
	外国企業		89件	1,964千円
	その他組織(国外)		21件	42,374千円
	国内大企業	1,593件	567件	96,658千円
	うち同一県内企業	387件	163件	38,020千円
	国内中小企業	4,685件	1,284件	222,067千円
	うち同一県内企業	2,411件	403件	107,376千円
	うち貴大学等発ベンチャー	3,046件	783件	116,804千円
	その他組織(国内)	265件	185件	18,043千円
	外国企業	711件	264件	123,245千円
	その他組織(国外)	16件	15件	6,392千円
計	国内大企業	11,670件	6,716件	914,220千円
	うち同一県内企業			543,367千円

権利数、収入額は、それぞれ契約別の計、相手別の計が一致します。

【大学ファクトブック掲載】

[PCT・EPC等]

契約別	特許の共有相手	権利数	収入額	
			うち共有	うち共有
実施許諾(令和5年度以前に契約)	大企業	979件	508件	63,266千円
実施許諾(令和6年度に契約)	大企業	219件	83件	40,894千円
譲渡(無償の場合も含む)	大企業	85件	43件	25,976千円
譲渡のうち、共有特許の持ち分を共有相手に移したもの	大企業		26件	9,328千円
計	大企業	1,283件	634件	130,136千円
	うち同一県内企業		235件	12,463千円
	中小企業		97件	4,103千円
	うち同一県内企業		146件	27,974千円
	うち貴大学等発ベンチャー		89件	22,843千円
	その他組織(国内)		81件	3,672千円
	外国企業		10件	638千円
	その他組織(国外)		6件	1,248千円
	大企業	175件	36件	28,895千円
	うち同一県内企業	46件	8件	7,288千円
	中小企業	587件	149件	38,507千円
	うち同一県内企業	302件	44件	16,500千円
	うち貴大学等発ベンチャー	381件	110件	21,794千円
	その他組織(国内)	34件	14件	353千円
	外国企業	87件	35件	20,058千円
	その他組織(国外)	0件	0件	0千円
計	大企業	1,283件	634件	130,136千円
	うち同一県内企業			52,265千円

権利数、収入額は、それぞれ契約別の計、相手別の計が一致します。
一致しない場合は赤になります。

【不実施補償金】

「イニシャルロイヤリティ」「ランニングロイヤリティ」に含まれていない、「不実施補償金」として徴収したものについて計算してください。なお、「イニシャルロイヤリティ」「ランニングロイヤリティ」に不実施補償条項が入っている場合は、「不実施補償金」と切り分けてそのまま計算してください。

【計上する際の注意事項】

実施許諾収入がある場合は、実施許諾権利数にも反映してください。

○実施許諾収入額の内訳

[国内分]

	実施許諾収入額 内訳							
	イニシャルロイヤリティ	ランニングロイヤリティ	オプション契約	マイルストーン収入	不実施補償金	株式等の処分による収入(新株予約権の権利行使による収入、株式の売却・譲渡による収入を含む)	その他	
令和6年度に収入をもたらした権利数	1,571件	3,363件	444件	75件	92件	1件	46件	
収入額(千円)	600,930千円	2,281,977千円	138,753千円	545,756千円	47,898千円	141,290千円	39,190千円	3,795,794千円

[外国分]

	実施許諾収入額 内訳							
	イニシャルロイヤリティ	ランニングロイヤリティ	オプション契約	マイルストーン収入	不実施補償金	株式等の処分による収入(新株予約権の権利行使による収入、株式の売却・譲渡による収入を含む)	その他	
令和6年度に収入をもたらした権利数	482件	2,086件	271件	103件	13件	0件	67件	
収入額(千円)	132,827千円	616,852千円	66,135千円	33,478千円	0千円	0千円	11,105千円	860,397千円

[PCT・EPC等]

	実施許諾収入額 内訳							
	イニシャルロイヤリティ	ランニングロイヤリティ	オプション契約	マイルストーン収入	不実施補償金	株式等の処分による収入(新株予約権の権利行使による収入、株式の売却・譲渡による収入を含む)	その他	
令和6年度に収入をもたらした権利数	76件	183件	71件	8件	0件	0件	0件	
収入額(千円)	27,484千円	39,326千円	35,246千円	2,104千円	0千円	0千円	0千円	104,160千円

○実施許諾の対価として貴大学等発ベンチャーの株式等を受けた件数(契約件数ではなく特許権の権利数ベース)

「株式等」には新株予約権や転換社債(CB:Convertible Bond)も含む

	権利数ベースの件数
株式等の取得(令和5年度以前に契約)	1,562件
株式等の取得(令和6年度に契約)	129件

○令和6年度中に「3000万円以上1億円未満」「1億円以上」の収入をもたらした実施許諾等の件数(権利数ではなく契約件数ベース)

	契約数ベースの件数
3000万円以上 1億円未満	17件
1億円以上	7件

【Q&A】

「権利数」はどのように判断すればいいですか？	<p>「権利数」の用語定義について、本ページの上部を御覧ください。また実施許諾した権利数については、過去に実施契約を行い令和6年度末現在で継続しているものを含むこととします。この場合については、「令和5年度以前に契約したもの」欄に計上してください。なお、具体的な事例は、以下を参考してください。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「国内分」の4件の特許を1契約で実施許諾あるいは譲渡した場合 <ul style="list-style-type: none"> …「国内分」において、「実施許諾あるいは譲渡した権利数」4件 ○「国内分」の3件の特許を2社に実施許諾した場合 <ul style="list-style-type: none"> …「国内分」において、「実施許諾した権利数」6件 ○「国内分」の3件の特許と、「外国分」の1件の特許を1契約で実施許諾した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・権利数…「国内分」3件、「外国分」1件 ・収入額…1契約における収入額を、分類が可能であれば、「国内分」・「外国分」それぞれに分けて計上する。不可能な場合は、契約の相手先企業が国内民間企業か外国企業かで判断し、国内分・外国分のどちらか一方に計上してください。
相手別内訳について、共有相手への持分譲渡及び共有相手から得た不実施補償などは、どのように判断すればいいですか？	<p>「特許の共有相手」に計上し、それ以外の欄には計上しないでください。共有特許を保有していない第三者にライセンスした場合には、ライセンス相手の属性に応じて計上し、権利が共有か否かで、「権利数」及び「収入額」または、「うち共有」に計上してください。</p>
① PCTやEPC等の複数国を指定可能な出願を譲渡した場合、または、PCTやEPC等の複数国を指定可能な出願を実施許諾し、令和6年度末までに各国移行が行われなかった場合は、どのように判断すればいいですか？	<p>①「PCT・EPC等」の表に計上してください。</p> <p>②実施許諾契約の対象となる移行国ごとに計上してください。</p> <p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. PCT出願(優先権主張を伴うPCT出願も同様)を行い、これを実施許諾したが、令和6年度末までに各国への移行が行われなかった場合 <ul style="list-style-type: none"> …「PCT・EPC等」1件 2. PCT出願を行い、これを実施許諾契約した後、令和6年度末までに日本、米国、カナダに移行し、その各国において実施許諾した場合 <ul style="list-style-type: none"> …「国内分」1件、「外国分」2件 3. PCT出願を行い、これを実施許諾契約した後、令和6年度末までに米国、EPCに移行し、米国、EPCにおいて実施許諾した場合 <ul style="list-style-type: none"> …「外国分」1件、「PCT・EPC等」1件 4. PCT出願を行い、これを実施許諾契約し、令和6年度末までに移行した国があったが、その国においては実施許諾しなかった場合 <ul style="list-style-type: none"> …「PCT・EPC等」1件 5. PCT出願を行い、これを譲渡した場合(持分譲渡を含む) <ul style="list-style-type: none"> …「PCT・EPC等」1件
②PCTやEPC等の複数国を指定可能な出願を実施許諾し、令和6年度中に各国移行が行われた場合は、どのように判断すればいいですか？	<p>③欧洲单一効特許を取得し実施許諾をした場合、「外国分」の表に計上してください。欧洲单一効特許は複数の国で効力を有しますが、件数は1件としてカウントしてください。</p>
令和5年度以前に譲渡契約をし、令和6年度中に収入が無い場合の権利数及び収入額はどのように判断しますか？	<p>未払いがある場合のみ 件数を計上し、収入額は0としてください。(すでに双方で譲渡契約手続が終了しているものについては計上しないでください。)</p>
ランニングロイヤリティの前払いの性質を持っている場合には、どのように判断しますか？	<p>ランニングロイヤリティの前払いの性質を持っている場合であっても、契約締結時に支払われるものは一括してイニシャルロイヤリティに整理してください。</p>

【様式6-2】知的財産の実施許諾等収入

『実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他知的財産権(育成者権、回路配置利用権等)、
その他の(ノウハウ等)、有体物(マテリアル)』

学校コード 回答機関名 全機関

【調査の対象】令和6年度中の知的財産の実施許諾等収入(実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他知的財産権(育成者権、回路配置利用権等)、その他(ノウハウ等)、有体物(マテリアル))について、御回答ください。

※保有する知的財産すべてではなく、実施許諾又は譲渡の対象となったものについて御回答ください。

【注意点】

・「様式6-1」特許権、【様式6-2】実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他知的財産権(育成者権、回路配置利用権等)、その他(ノウハウ等)、有体物(マテリアル)の2種類の様式がありますので、様式ごとに該当する知的財産について記載してください。

・金額は千円単位です。原則として四捨五入を行いますが、この結果、合計値との間に相違が出る場合には、合計値に合致するよう調整してください。

【用語等説明】

知的財産	知的財産基本法第2条に定める特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産に関する法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利を指します。「その他の知的財産権」には、植物の新品種を保護する「育成者権」や、半導体集積回路の回路配置の利用を保護する「回路配置利用権」等が含まれます。
権利(知的財産権)	設定登録等を受ける前の段階のものも含みます。 例:実用新案登録を受ける権利、意匠登録の権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利、外国における各権利に相当する権利、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。)並びに外国における当該著作権に相当する権利(以下「著作権」という。)
実施許諾 (商標の使用許諾、著作物の利用許諾等を含む)	「実施許諾」とは、以下の(ア)、(イ)のいずれかの場合に該当することを指します。 (ア)大学等が保有する特許権等の知的財産権「受ける権利」段階のものも含む)を企業等に実施させることを許諾する契約を締結している場合。 (イ)特許権等の知的財産権を共有している相手方の企業等から、大学等に対して実施料を支払うことが定められている場合。 ただし、「支払い方法の詳細(金額、実施料率、支払い時期等)が具体的に定められている場合(※)」に限る。 (※)「支払い方法の詳細(金額、実施料率、支払い時期等)が具体的に定められている場合」の例。 ・当該実施料の支払いに際し、イニシャルロイヤリティの金額及びランニングロイヤリティの実施料率・支払い時期が定められている。 ・当該実施料の支払いに際し、ランニングロイヤリティに関する実施料率・支払い時期はまだ定められていないが、イニシャルロイヤリティの支払い金額は定められている。 ・当該実施料の支払いに際し、イニシャルロイヤリティの支払は予定されていないが、ランニングロイヤリティの実施料率・支払い時期は定められている。
中小企業 (→大企業)	「中小企業基本法」(昭和38年法律第154号)第2条に定める「中小企業者」を指します。 具体的には、下図において、資本金または従業員数の基準を満たすものをいいます。 大企業は中小企業以外の企業をいいます。
イニシャルロイヤリティ	実施許諾契約の締結時に、企業等から支払われる契約一時金を指します。
ランニングロイヤリティ	実施許諾契約に基づき設定された実施料率により、製品の売上高等に応じて支払われる実施料を指します。
譲渡	大学等が保有する特許権等の知的財産権「受ける権利」段階のものも含む)を他者に有償又は無償で移転することを言います。 また、共有特許の持ち分を、共有の相手方に対して、有償又は無償で移転する場合も含みます。
マイルストーン収入	契約に基づき、あらかじめ定められた研究開発の達成度合いに応じて生じる収入を指します。
不実施補償	大学等が特許権等の知的財産権を自ら実施しない対価として、権利を共有している相手方からの支払いを指します。
オプション契約	技術シーズの事業化に必要な情報等を提供し、使用せるとともに契約期間内に実施許諾を受けるか否かの選択権を与える契約を意味します。
有体物(マテリアル)	「有体物(マテリアル)」とは、「下記(i)~(iii)に該当する学術的・財産的価値その他の価値のある有体物(論文、講演その他著作物に関するものを除く)」を指します。 (i)研究開発の際に創作または取得されたものであって、研究開発の目的を達成したことを示すもの (ii)研究開発の際に創作または取得されたものであって、(i)を得るのに利用されるもの (iii)(i)または(ii)を創作または取得するに際して派生して創作または取得されたもの ex)材料、試料(微生物、新材料、土壤、岩石、植物新品種)、試作品、モデル品

○それぞれの知的財産について、権利数と収入額を契約別に記載してください。(ただし「著作権」「その他(ノウハウ等)」「有体物(マテリアル)」については契約数を記載。)

	特許権 (様式6-1から自動 入力)	実用新案権		意匠権		商標権		著作権		その他 (育成者権、回路配 置利用権等)		その他 (ノウハウ等)		有体物 (マテリアル)		合計			
		権利数	収入額	権利数	収入額	権利数	収入額	権利数	収入額	契約数	収入額	権利数	収入額	契約数	収入額	権利数	契約数	収入額	
国内分 契約別	実施許諾 (令和5年度以前に契約)	8,576件	3,301,469千円	19件	2,499千円	84件	7,484千円	481件	88,190千円	707件	157,550千円	67件	5,465千円	372件	399,546千円	391件	185,086千円	10,697件	4,147,289千円
	実施許諾 (令和6年度に契約)	884件	494,325千円	5件	765千円	8件	11千円	58件	1,917千円	291件	88,464千円	12件	7,163千円	78件	181,449千円	724件	206,837千円	2,060件	980,930千円
	譲渡	1,007件	376,406千円	2件	0千円	2件	381千円	8件	875千円	23件	32,078千円	5件	36千円	1件	183千円	346件	133,449千円	1,394件	543,408千円
計(A)		10,467件	4,172,201千円	26件	3,264千円	94件	7,876千円	547件	90,982千円	1,021件	278,092千円	84件	12,664千円	451件	581,177千円	1,461件	525,372千円	14,151件	5,671,628千円
外国分 契約別	実施許諾 (令和5年度以前に契約)	11,575件	788,252千円	0件	0千円	4件	0千円	46件	0千円	17件	4,968千円	5件	582千円	20件	61,862千円	355件	391,887千円	12,022件	1,247,551千円
	実施許諾 (令和6年度に契約)	896件	176,305千円	0件	0千円	0件	0千円	5件	526千円	18件	15,778千円	2件	234千円	5件	1,911千円	69件	29,243千円	995件	223,997千円
	譲渡	482件	79,799千円	0件	0千円	0件	0千円	5件	526千円	0件	8千円	1件	183千円	73件	34,497千円	562件	115,013千円		
計(B)		12,953件	1,044,356千円	0件	0千円	4件	0千円	56件	1,052千円	35件	20,746千円	8件	824千円	26件	63,956千円	497件	455,627千円	13,579件	1,586,561千円
合計 契約別	実施許諾 (令和5年度以前に契約)	20,151件	4,089,721千円	19件	2,499千円	88件	7,484千円	527件	88,190千円	724件	162,518千円	72件	6,047千円	392件	461,408千円	746件	576,973千円	22,719件	5,394,840千円
	実施許諾 (令和6年度に契約)	1,780件	670,630千円	5件	765千円	8件	11千円	63件	2,443千円	309件	104,242千円	14件	7,397千円	83件	183,360千円	793件	236,080千円	3,055件	1,204,927千円
	譲渡	1,489件	456,205千円	2件	0千円	2件	381千円	13件	1,401千円	23件	32,078千円	6件	44千円	2件	366千円	419件	167,946千円	1,956件	658,421千円
計(O)		23,420件	5,216,556千円	26件	3,264千円	98件	7,876千円	603件	92,034千円	1,056件	298,838千円	92件	13,488千円	477件	645,133千円	1,958件	980,999千円	27,730件	7,258,189千円

※金額については、項目ひとつごとに単位未満を四捨五入した値を整数で計上してください。

【計上する際の注意事項】

○「受ける権利」の段階のものも含みます。

○TLOに支払う手数料を差し引いた正味の収入額を計上してください。また、いったん貴機関に入金された後TLOに手数料を支払うような場合にも、その手数料分を差し引いた金額を計上してください。

※ここでいう「TLOに支払う手数料」には、「実施許諾等収入から天引きされた額(様式5の3. (1)左表の「TLOに支払った費用」のうち数)」及び、「いったん貴機関に入金された後にTLOに支払う手数料」を含めてください。

【様式7】産学連携に係るルールの整備状況、大学等発ベンチャーの設立状況について

学校コード

回答機関名

全機関

【調査の対象】産学連携に係るルールの整備状況、大学等発ベンチャーの設立状況、株式等の取得見込みについて、御回答ください。

【用語等説明】

ポリシー、規程	「ポリシー」とは大学等の基本的理念・考え方を指し、「規程」とは大学等における具体的な取扱い・規則等を指します。
安全保障貿易管理(外為法)関係規程	国際的な平和及び安全を維持するための手段のひとつとして外為法の遵守ができるように、組織の責任体制の明確化などを盛り込んだ内部規程を意味します。
利益相反ポリシー(臨床研究)	被験者の保護と大学等や研究者の社会的な信頼性を守るため、機関が定める範囲の全ての臨床研究の実施にあたり、利益相反状態の把握、審査、勧告等を行うこと、及び実施手順や体制等を定めたポリシーを意味します。一般的な利益相反ポリシーは除きます。
研究成果有体物	「下記(i)～(iii)に該当する学術的・財産的価値その他価値のある有体物(論文、講演その他著作物に関するものを除く)」を指します。 (i)研究開発の際に創作または取得されたものであって、研究開発の目的を達成したことを示すもの (ii)研究開発の際に創作または取得されたものであって、(i)を得るのに利用されるもの (iii)(i)または(ii)を創作または取得するに際して派生して創作または取得されたもの 例えば、材料、試料(微生物、新材料、土壤、岩石、植物新品種)、試作品、モデル品
職務発明規程	「大学等に勤務する者が行った発明等の取扱いについて定めた規程」を指し、例えば、職員等の職務発明等を奨励するとともに、その発明者としての権利を保障し、職務発明等によって得た特許権等の管理及び実施の合理的な運営を図ることを目的として定められたものを指します。
発明補償関係規程	「特許を受ける権利を大学等に承継させた発明を行った教職員等に対し、大学等が支払う対価(補償金)について定めた規程」を指し、出願補償や実施補償も含まれます。
学生との研究開発契約に係る規程	「学生が共同研究等に参加する際に発生する守秘義務の取扱い」や「学生の雇用契約の締結等に関する規程」を指します。
営業秘密	「秘密として管理されている生産方法、販売方法や大学等が独自に行う教育研究や研究成果の普及といった一連の活動等に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないもの」を指します。
大学等発ベンチャー	「大学等における教育研究に基づく技術やビジネスアイデアをもとにして新たに設立した企業」を指すものとし、NPO法人は除きます。 具体的には、下記の4つの区分のうち、1つ以上に該当するものを指します。 (1)【特許による技術移転】 大学等の教職員・研究職員・ボスドク(教職員等)、学生・院生(学生等)を発明人とする特許をもとに起業 (2)【特許以外による技術移転(または研究成果活用)】 (1)以外の大学等で創出された研究成果または習得した技術に基づいて起業 (3)【大学等からの人材移転】 大学等の教職員等、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立や設立後に深く関与したりするなどした起業 ※現職の教職員、学生等が関与したものに加え、教職員等、学生等が退職、卒業した場合については、当該ベンチャー設立までの期間が1年以内の事例に限り含みます。 (4)【その他関係】 上記(1)～(3)のほか、大学等が組織的に関係している場合(自大学で認定しているベンチャーなど)や、共同研究等をきっかけにしたジョイントベンチャーなど
学術指導	外部の機関等からの依頼を受け、大学等の教員等がその有する専門的知識に基づき技術指導、助言又はコンサルティング等を行い、もって外部の機関等の業務又は活動を支援するものを指します。 ※「学術指導」の名称に限らず、上記の定義に当てはまるものについて回答ください。 産学協創の充実に向けた大学等の「知」の評価・算出のためのハンドブック別冊冊子(2023年3月29日公開) https://www.mext.go.jp/policy/innovation_corp/sangakurenkei/230329handbook_booklet.pdf p.12を参照

1. 産学連携に係る規程等の整備状況について、該当する記号を付してください。(必須) [大学ファクトブック掲載]

- ◎:学内すでに定めている(他の規程に内包されている)
△:現在検討中
×:策定していない
◇:貴機関の性格上当該規程が不要と判断(×の内数になります)

「教職員のみを対象」とした規程と「教職員、学生両方を対象」とした規程は二者
択一としてお考えください。例えば、「教職員、学生両方を対象」とした規程が◎の
場合は、「教職員のみを対象」とした規程は、×として御回答ください。

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------|
| (380) 産学連携ポリシー | (453) 安全保障貿易管理(外為法)関係規程 |
| (616) 利益相反ポリシー(一般) | (205) 利益相反ポリシー(臨床研究) |
| (631) 共同研究取扱規程 | (665) 受託研究取扱規程 |
| (284) 研究成果有体物取扱規程 | (384) 知的財産ポリシー |
| (303) 職務発明規程(教職員のみを対象) | (221) 職務発明規程(教職員、学生両方を対象) |
| (261) 発明補償関係規程(教職員のみを対象) | (208) 発明補償関係規程(教職員、学生両方を対象) |
| (452) 守秘義務に係る規程(教職員のみを対象) | (208) 守秘義務に関する規程(教職員、学生両方を対象) |
| (126) 学生との研究開発契約に係る規程 | (181) 営業秘密管理に関する規程 |
| (102) 國際的な産学官連携ポリシー | (163) 株式の取扱等規程、ポリシー |
| (164) 大学等発ベンチャの認定に関する規程 | (57) 左記以外の大学等発ベンチャーに関する規程 |
| (135) 学術指導に関する規程 | |

※その他学内で令和6年度中に新たに定めたものがあれば具体的に記載してください。

(複数ある場合全て記載してください)

2. 国内民間企業との共同研究に係り受け入れる間接経費の割合について

(1) 国内民間企業との共同研究に係る間接経費の算定にあたり、採用している算定方式をすべて選択してください。(複数回答)(必須)

- (618) ①定率方式
(8) ②積算方式
(9) ③アワーレート方式
(3) ④共通単価設定方式
(216) ⑤その他:具体的に記載してください。

→(2)へ進んでください。
→(3)へ進んでください。

- (217) ⑥採用している算定方式はない:その理由も記載してください。

(2)(1)で①を選択した場合(定率方式を採用している場合)、直接経費に対する割合を記載してください。[大学ファクトブック掲載]

※規程上の割合に幅がある場合には、貴機関において標準的な取扱いと考えている割合を記載してください。

※全体会員に対する割合を定めている場合には、直接経費に対する割合に換算した結果を記載してください。

間接経費の直接経費に対する割合 (平均)	18.7%
-------------------------	-------

機関の規程における、直接経費に対する間接経費の割合を記載してください。全体額の一定割合を間接経費とする場合は、直接経費に対する割合に計算し直したものをお記入ください。

(例) 全体額に対する10%を間接経費とする場合

$$10 \div (100-10) = 0.1111\cdots \approx 11.1\% \text{ (6位まで)} \approx 11.1\% \text{ (6位まで)}$$

※小数点以下第1位までご記入ください。

定率方式を採用しているが、割合を定めていない場合には、以下のうち該当するもの一つに○を付してください。

- (42) 令和6年度末までに民間企業からの研究費を受け入れる共同研究の実績がないため、間接経費の割合を定めていない
(27) 令和6年度末までに民間企業からの研究費を受け入れる共同研究の実績はあるが、間接経費の割合を定めていない

(3)(1)で②を選択した場合(積算方式を採用している場合)、積算しているコストを選択してください。

- (6) ①研究支援者人件費
(0) ②情報基盤施設料
(0) ③知財出願・管理費
(0) ④研究設備保守費・修繕費
(2) ⑤施設使用料
(1) ⑥光熱水料

(4)共同研究の間接経費の割合について、平成27年12月28日付けで公表した報告書「本格的な産学連携による共同研究の拡大に向けた費用負担等の在り方について」P13～P17に示されているような、人件費・光熱水料の積算等による算定方式を実施していますか、該当するもの一つに○を付してください。(必須)

- (58) ①実施している
(36) ②実施に向けて準備をしている
(949) ③実施していない

→ 3. へ進んでください。
→ 3. へ進んでください。
→(5)へ進んでください。

(5)(4)で③を選択した場合、実施していない最も大きい理由について、該当するもの一つに○を付してください。

- (1) ①役員層(学長、理事等)の理解が得られない
(5) ②研究者の理解が得られない
(115) ③積算を行うためのデータが不足している
(164) ④学内ルールにあった積算方法がない
(101) ⑤積算のためのシステム導入費用、人材が不足している
(5) ⑥契約の相手方との合意が得られない
(80) ⑦案件ごとの契約手続きが煩雑
(312) ⑧実施する必要がない
(158) ⑨その他(以下に具体的に記述)
→具体的に記載してください

3. 国内民間企業からの受託研究に關し受け入れる間接経費の割合について

(1)国内民間企業からの受託研究に關し受け入れる間接経費の直接経費に対する割合を記載してください。(必須)

※規程上の割合に幅がある場合には、**貴機関において標準的な取扱い**と考えている割合を記載してください。

※全体金額に対する割合を定めている場合には、**直接経費に対する割合に換算**した結果を記載してください。

間接経費の直接経費に対する割合 (平均)	19.5%
-------------------------	-------

機関の規程における、直接経費に対する間接経費の割合を記載してください。全体額の一定割合を間接経費とする場合は、直接経費に対する割合に計算し直したものをお記入ください。

(例) 全体額に対する10%を間接経費とする場合

$$10 \div (100-10) = 0.1111\cdots \approx 11.1\%$$

※小数点以下第1位までご記入ください。

割合を定めていない場合には、以下のうち該当するもの一つに○を付してください。

- (316)令和6年度末までに民間企業からの研究費を受け入れる受託研究の実績がないため、間接経費の割合を定めていない
(105)令和6年度末までに民間企業からの研究費を受け入れる受託研究の実績はあるが、間接経費の割合を定めていない

(2)受託研究の間接経費の割合について、平成27年12月28日付けで公表した報告書「本格的な産学連携による共同研究の拡大に向けた費用負担等の在り方について」P13～P17に示されているような、人件費・光热水料の積算等による算定方式を実施していますか、該当するもの一つに○を付してください。(必須)

- (38)①実施している → 4. へ進んでください。
(38)②実施に向けて準備をしている → 4. へ進んでください。
(966)③実施していない →(3) へ進んでください。

(3)(2)で③を選択した場合、実施していない最も大きい理由について、該当するもの一つに○を付してください。

- (1)①役員層(学長、理事等)の理解が得られない
(5)②研究者の理解が得られない
(116)③積算を行うためのデータが不足している
(167)④学内ルールにあった積算方法がない
(102)⑤積算のためのシステム導入費用、人材が不足している
(5)⑥契約の相手方との合意が得られない
(87)⑦案件ごとの契約手続きが煩雑
(327)⑧実施する必要がない
(150)⑨その他(以下に具体的に記述)
→具体的に記載してください

4. 大学等発ベンチャーについて

(1)貴機関において令和7年3月31日時点で把握している、過去5年(令和2年度以降)に設立された貴大学等発ベンチャーはありますか。いずれかに○を付してください。「ある」場合は、把握している企業数を設立年度別に記載してください。(必須)

- (193) ある→下記に進んでください。
(848) ない→(3)へ進んでください。

	設立年度				
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
把握している企業数(合計)	404社	485社	440社	429社	421社
(1)特許による技術移転	55社	79社	93社	101社	112社
(2)特許以外による技術移転	93社	86社	92社	74社	78社
(3)大学等からの人材移転	228社	267社	203社	173社	165社
(4)その他関係	28社	53社	52社	81社	66社

※(1)～(4)の複数の区分に該当する場合には、最も当てはまる区分でカウントしてください。

※各年度の設立数を把握する趣旨のため、解散等により存続していない場合も含めてカウントしてください。

大学等発ベンチャーとは、「大学等における教育研究に基づく技術やビジネスアイデアをもとにして新たに設立した企業」を指すものとし、NPO法人は除きます。

具体的には、下記の4つの区分のうち、1つ以上に該当するものを指します。

(1)【特許による技術移転】

大学等の教職員・研究職員・ボスドク(教職員等)、学生・院生(学生等)を発明人とする特許をもとに起業

(2)【特許以外による技術移転(または研究成果活用)】

(1)以外の大学等で創出された研究成果または習得した技術に基づいて起業

(3)【大学等からの人材移転】

大学等の教職員等、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立や設立後に深く関与したりするなどした起業

※現職の教職員、学生等が関与したものに加え、教職員等、学生等が退職、卒業した場合については、当該ベンチャー設立までの期間が1年内の事例に限り含みます。

(4)【その他関係】

上記(1)～(3)のほか、大学等が組織的に関係している場合(自大学で認定しているベンチャーなど)や、共同研究等をきっかけにしたジョイントベンチャーなど

(2)(1)で回答いただいた令和6年度の設立を把握したベンチャーの会社名、分野番号、所在地(都道府県)、定義番号をそれぞれ記載してください。

分野番号、定義番号は下表(297行目以降)から選び、半角数字で入れて下さい。正しく入れると、対応する分野名、定義内容がすぐ右のセルに表示されます。

・複数大学で設置している大学等発ベンチャーの場合、企業名の最初に●を付してください。

会社名	分野番号	分野名	所在地	定義番号	定義内容
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

・(3)大学等発ベンチャーの創出・育成等

- ・大学等発ベンチャーにかかる相談窓口を設置していますか(必須)。【大学ファクトブック掲載】

- (234) ある
(807) ない

・起業を目指す学生・研究者等(貴大学等のOB・OGを含む)に対する支援を行っていますか。下記の項目の内、支援を行っているものに○を記載して下さい(複数回答)。

- (90) GAPファンドプログラムの実施
(71) アクセラレーションプログラムの実施
(82) メンター制度の設置
(148) 相談先の紹介支援(VCやアクセラレーター、士業事務所等)
(65) 経営者等の人材紹介の仕組み(マッチングイベントの実施等)

※GAPファンドプログラムとは起業を目指す研究者等に対して、研究開発、POCの取得や試作品の作成、ビジネスモデルの仮説検証等に必要な経費を助成するプログラムを指します。

※アクセラレーションプログラムとは、実施を外部に委託しているものも含め、研究者等を対象にしたビジネスモデルの高度化等の起業支援プログラムを指します。

※メンター制度とは起業経験者等、起業に関する知識を持った有識者への相談システムのことを指します。

※アクセラレーターとは、大学等発ベンチャーの成長を加速させる経営支援を行う機関のことを指します。

・大学等発ベンチャーに対する支援を行っていますか。下記の項目の内、支援を行っているものに○を記載して下さい(複数回答)。

- (88) 事業拡大支援(VC紹介、事業提携先紹介、士業事務所紹介、海外展開支援等)
(136) 大学等発ベンチャー認定制度
(32) アクセラレーションプログラムの実施
(46) メンター制度の設置
(45) 経営者等の人材紹介の仕組み(マッチングイベントの実施等)

※大学等発ベンチャー認定制度とは、大学等が設定する基準に合致する大学等発ベンチャーを認定し、支援する制度のことを指します。

・インキュベーション施設はありますか(必須)。【大学ファクトブック掲載】

- (128) ある
(911) ない

※本調査では、インキュベーション施設を、「大学等発ベンチャー(※1)が、一定期間入居または利用者会員等登録による施設又は設備の利用ができる、かつ当該施設又は設備の利用に限らないソフト的な支援(※2)が受けられる施設」と定義します。なお当該施設には、回答機関(大学等)が管理しているものののみを含み、当該施設の設置場所については、大学等の敷地内外のいずれであっても構いません。

※1:本設問においては、大学等発ベンチャーを起業しようとする者(教職員、学生、卒業生等)も含みます。

※2:例えば、セミナー・交流会・イベントの企画、アントレプレナーシップ教育の実施、相談窓口の設置、メンターの紹介やメンタリングの実施等。

・上記において「ある」とした場合、大学等発ベンチャーが一定期間入居または利用者会員等登録による施設又は設備の利用ができるスペースの総床面積(※3)とその利用状況を記載してください。また、契約企業数(※4)を記載してください。

大学等発ベンチャーが利用可能なスペースの総床面積(m ²) 【大学ファクトブック掲載】	75,996m ²
(うち)年度内を通じて空きスペース(m ²)	18,541m ²
契約企業数(件) 【大学ファクトブック掲載】	665件

※3:大学等発ベンチャーの入居が可能なスペースであっても、多目的施設等の事由により、大学等発ベンチャー以外が入居したスペースは、当該総床面積から除外してください。

※4:企業と直接契約を締結せずに、利用申請書提出に基づき利用の承認を行っている場合は、「契約企業数」を「申請許可数」と読み替えて計上してください。

・(3)ここまで質問にある、起業を目指す学生・研究者等(貴大学等のOB・OGを含む)や大学等発ベンチャーに対する支援を主たる業務として行う実務担当者(教職員、URA等)がいる場合は、専属、兼務それぞれの人数を記載して下さい。

専属	270人
兼務	555人

・大学等発ベンチャーを支援するためのファンドはありますか(必須)。【大学ファクトブック掲載】

- (38) ある →下記に進んでください。
(1,001) ない →4つ下のベンチャー企業数に関する調査項目に進んでください。

※「大学等発ベンチャーを支援するためのファンド」とは、貴機関と特別の関係があり、既に起業されている大学等発ベンチャーに対して投資(支援)を行うもの(組織)が対象となります。(「貴機関と特別の関係がある」とは、貴機関が出資を行っている場合や、貴機関と貴大学等発ベンチャーを支援するファンドとで事前に情報の共有を行う体制が構築されている場合等のことを指します。)なお、ギャップファンドとしての学内における事業化支援のための研究費のようなものは含まれません。

・大学等発ベンチャー向けの出資事業(VC等)を主目的とした外部法人あるいは関係ファンドは存在しますか(複数回答)。

- (12) 出資事業を主目的とした外部法人を設立している
(19) 貴機関から出資をしていて、貴機関を含む大学等発ベンチャーに対する出資を主目的とした関係ファンドがある
(18) 貴機関と出資関係はないが、貴機関を含む大学等発ベンチャーに対する出資を主目的とした関係ファンドがある
(3) いずれも存在しない

・上記で「貴機関から出資をしていて、貴機関を含む大学等発ベンチャーに対する出資を主目的とした関係ファンドがある」又は「貴機関と出資関係はないが、貴機関を含む大学等発ベンチャーに対する出資を主目的とした関係ファンドがある」と回答した場合、以下の事項を記入してください。

関係ファンド数	57件
関係ファンド総額(千円)【大学ファクトブック掲載】	315,121,100千円
うち貴機関からの出資約束(千円)	116,860,000千円

令和6年度に関係ファンドから貴機関発ベンチャーに対して出資された件数	105件
令和6年度に関係ファンドから貴機関発ベンチャーに対して出資された総額(千円)	11,781,150千円

・令和6年度に大学等発ベンチャーに対して直接出資(関係ファンドを介さない出資であって、GAPファンドのような対価性のない資金供給は含まない。)した件数と総額を記入してください。

直接出資件数	0件
直接出資総額(千円)	0千円

・貴大学等発ベンチャーのうち、令和7年3月31日時点において現存するベンチャー企業数を記載してください。【大学ファクトブック掲載】

企業数	5,719社
-----	--------

・起業を目指す学生・研究者等(貴大学等のOB・OGを含む)もしくは大学等発ベンチャーを支援する外部機関との連携を行っていますか。以下のうち、貴機関と何らかの契約関係を持つ外部連携先について○を記入して下さい(複数回答)。

- (61) VC
(70) VC以外の金融機関
(45) アクセラレーター
(44) インキュベーション施設
(16) 人材紹介会社
(34) 士業事務所
(39) 上記以外の事業会社※

※上記以外の事業会社を具体的に記載してください。

・学内外の受講者向けにアントレプレナーシップ教育(講座)を実施していますか。貴機関でのアントレプレナーシップ教育のステージ毎の実施状況について、該当するものに○を付してください(複数回答)。

- (302) アントレプレナーシップの醸成(動機付け・意識醸成)
- (188) アントレプレナーシップの醸成(コンピテンシーの形成)
- (147) アントレプレナーシップの発揮(社会実践)
- (401) 実施していない

※アントレプレナーシップとは「社会に存在する課題を自分事として捉える課題の発見力や共感力を育むことを入口に、不確実性の高い環境下でも自身の持つ資源を超えて機会を追求し、課題解決や未来創造に向けた行動を起こしていくための精神と態度」を指します。

※アントレプレナーシップ教育とは、広く受講者(教職員、学生、社会人等)に対してアントレプレナーシップを醸成または発揮させることを目的とする教育であり、例えば以下のようなプログラムを指します。ただし、開催期間が3日未満のプログラム、セミナー等は除きます。

○アントレプレナーシップの醸成(動機付け・意識醸成)

- ・実際に課題解決、未来創造を行っている起業家などの体験談の提供
- ・社会課題や地域課題に触れるような体験型授業の提供
- ・課題解決、未来創造のための多様なキャリアの選択肢を理解する機会の提供
- ・失敗によるリスクを正しく理解し、挑戦に向かう考え方を学ぶ機会の提供

○アントレプレナーシップの醸成(コンピテンシーの形成)

- ・持続的な課題解決のためのビジネス知識の獲得
- ・仮説検証方法論と実践の場の提供
- ・アイデア創出の方法論と実践の場の提供

○アントレプレナーシップの発揮(社会実践)

- ・ファイナンス、法務など専門知識の提供
- ・VCや自治体等とのネットワークの提供
- ・チーム形成のための人的ネットワークの機会の提供
- ・ビジネスコンテスト、アクセラレーションプログラムなどの提供

(4)大学等発ベンチャーのうち、Exitがあった件数を記載してください。【大学ファクトブック掲載】

	件数	
	令和6年度	令和5年度以前
IPO(株式公開)によるもの	14件	98件
M&A(バイアウト等)によるもの	9件	118件
その他	1件	13件

分野番号一覧

分野番号	分野名
1	ライフサイエンス
2	情報通信
3	環境
4	物質・材料
5	ナノテクノロジー
6	エネルギー
7	宇宙開発
8	海洋開発
9	その他

定義番号一覧

定義番号	定義内容
1	【特許による技術移転】大学等の教職員・研究職員・ボスドク(教職員等)、学生・院生(学生等)を発明人とする特許をもとに起業
2	【特許以外による技術移転(または研究成果活用)】上記1以外の大字等で創出された研究成果または習得した技術に基づいて起業
3	【大学等からの人材移転】大学等の教職員等、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立や設立後に深く関与したりするなどした起業 ※現職の教職員、学生等が関与したものに加え、教職員等、学生等が退職、卒業した場合については、当該ベンチャー設立までの期間が1年以内の事例に限り含みます。
4	【その他関係】上記1~3のほか、大学等が組織的に関係している場合(自大学で認定しているベンチャーなど)や、共同研究等をきっかけにしたジョイントベンチャーなど

【用語等説明】

ライフサイエンス	生命現象・生物機能を解明する基礎的研究から、実験生物、保健・医療に関する研究、環境保全、生物の工業利用、食料資源の開発、生物によるエネルギー開発など、生命科学に係る研究を幅広くとらえています。また、生命倫理や法制度など関連する人文・社会科学的な研究も含みます。
情報通信	集積回路や電子機器材料などハードウェアに関する研究開発、データ通信技術やソフトウェア(OS等システムプログラムのみでなく、アプリケーションも含む。)に関する設計開発のほか、画像処理、暗号・認証技術や遠隔医療診断など情報処理技術の利用法に関する研究、ネットワーク高度化技術の研究、高度コンピューティング技術の研究、ヒューマンインターフェース技術の研究などをいいます。(IoT、人工知能(AI)を含みます。)
環境	自然環境保護、環境汚染対策を目的とする自然科学的研究のほか、環境税制、都市計画、社会制度(ゴミの回収等)など環境問題に関連する人文・社会科学的な研究も含みます。いわゆる省エネに関する技術も広く含めます。
物質・材料	情報通信や医療等の基盤となる原子・分子サイズでの物質の構造及び形状の解明・制御や、表面、界面等の制御等の物質・材料技術、及び省エネルギー・リサイクル・省資源に応える付加価値の高いエネルギー・環境用物質・材料技術、並びに安全な生活空間を保障するための安全空間創成材料技術等に関する研究をいいます。
ナノテクノロジー	ナノ(10億分の1)メートルのオーダーで原子・分子を操作・制御すること等により、ナノサイズ特有の物質性等を利用した新しい機能を発現させる研究等をいいます。具体的には、ナノレベルで物質構造等を制御することで、超高強度化、超軽量化、超高効率発光等の革新的機能を有するナノ物質・材料、超微細化技術や量子効果の活用等により、次世代の超高速通信、超高速情報処理を実現するナノ情報デバイス、体内の患部に極小のシステムを直接送達し、診断・治療する医療技術、様々な生物現象をナノメートルレベルで観察し、そのメカニズムを活用し制御するナノバイオロジーなどの研究開発をいいます。
エネルギー	化石燃料、地熱・太陽・風力・海洋・生物等の自然、原子力などエネルギー源の開発に関する研究(特殊な材料など周辺技術も含みます。)と、エネルギー消費の効率化(いわゆる省エネ)に関する研究をいいます。また、炭素税などエネルギー問題に関連する人文・社会科学的な研究も含みます。
宇宙開発	衛星搭載機器、宇宙用耐熱材料、衛星通信、衛星写真の解析による資源探査など、宇宙空間の利用に関する研究を幅広くいいます。ただし、天体観測や宇宙線の観測など、天文学に属する学術的な研究は含みません。
海洋開発	魚介類の養殖、海洋生物資源の調査計測、海底油田探査技術、海水からの金属抽出、潮汐発電など、海洋を利用することを目的とする研究を幅広く含めています。ただし、船舶など海上輸送機器の設計開発は除きます。

【様式7-2】ガイドラインのフォローアップについて

※「様式7-2」は、平成28年11月30日付けで作成された「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」および令和2年6月30日付けで作成された「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」に記載されている内容をフォローアップするために実施するものです。

学校コード	回答機関名	全機関
-------	-------	-----

【調査の対象】本調査においては各定義を以下のとおり定め、その実態を調査するものです。下記に明記のない用語は様式1～12を参照するとともに、考え方についても統一して取り扱ってください。なお、他の様式での回答と重ならないように記入をお願いします。

【注意点】

・金額は、千円単位です。原則として四捨五入を行いますが、この結果、合計値との間に相違が出る場合には、合計値に合致するよう調整してください。

【用語等説明】

戦略的産学連携経費	今後の産学官連携活動の発展に向けた将来への投資や、そうした活動に伴うリスクの補完のための経費を指します。例えば、大学等の産学連携機能強化のための企画・提案関連経費や知財マネジメント関連経費、インフラ整備経費、広報機能関連経費等が考えられます。
新株予約権	株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利（会社法第2条第21号）を指します。
知的財産	知的財産基本法第2条に定める特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利を指します。 「その他の知的財産権」には、植物の新品種を保護する「育成者権」や、半導体集積回路の回路配置の利用を保護する「回路配置利用権」等が含まれます。
譲渡	大学等が保有する特許権等の知的財産権（「受ける権利」段階のものも含む）を他者に有償又は無償で移転することを指します。 また、共有特許の持ち分を、共有の相手方に対して、有償又は無償で移転する場合も含みます。
収入額	令和6年度中に実施許諾または譲渡により得た収入額を指します。
大学等発ベンチャー	「大学等における教育研究に基づく技術やビジネスアイデアをもとにして新たに設立した企業」を指すものとし、NPO法人は除きます。 具体的には、下記の4つの区分のうち、1つ以上に該当するものを指します。 (1)【特許による技術移転】 大学等の教職員・研究職員・ポスドク（教職員等）、学生・院生（学生等）を発明人とする特許をもとに起業 (2)【特許以外による技術移転（または研究成果活用）】 (1)以外の大学等で創出された研究成果または習得した技術に基づいて起業 (3)【大学等からの人材移転】 大学等の教職員等、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立や設立後に深く関与したりするなどした起業 ※現職の教職員、学生等が関与したものに加え、教職員等、学生等が退職、卒業した場合については、当該ベンチャー設立までの期間が1年以内の事例に限り含みます。 (4)【その他関係】 上記(1)～(3)のほか、大学等が組織的に関係している場合（自大学で認定しているベンチャーなど）や、共同研究等をきっかけにしたジョイントベンチャーなど

1. 大学等の本部機能の機能強化(ガイドラインP7)

○組織的な連携体制の構築(ガイドラインP7)

(1)産学官連携本部等を整備していますか。**(様式1の3の(3)の回答の値が自動で表示されます。)**

※大学等における産学官連携活動を一体的かつ専門的にマネジメントする独立した組織を想定しています。
(例:産学官連携本部、知的財産本部 等)

様式1の3の(3)の回答
表示されます。

- (360) ある →(2)に進んでください。
(690) ない →(8)に進んでください。

(2)産学連携本部等の中に、ベンチャー推進を担当する専属の部署(ベンチャー支援推進室等)がありますか。

- (50) ある
(309) ない

(3)部局横断的な連携体制の構築の一環として、産学官連携本部等に産学官連携活動を行うにあたり知見を活かしている専門的な資格を有する者(有資格者)を配置していますか。該当するものに○を付してください**(複数回答)**。**[大学ファクトブック掲載]**
※様式1における「産学官連携の実務担当者」の内訳の一部です。

- (16) ①弁護士
(55) ②弁理士
(0) ③税理士
(5) ④公認会計士
(88) ⑤その他:具体的に記載してください。ただし、上記①から④を除く有資格者に限ります。(例:技術士、行政書士、司法書士、社会保険労務士、知的財産管理技能士、中小企業診断士等)
- (233) ⑥配置していない →(5)に進んでください。

(4)上記(3)の各該当人数を記載してください。一人で複数の業務を担当する場合、各業務につき一人配置しているとの考え方に基づき左欄にその人数(延べ人数)を、他方、合計欄の右欄には実際の人数(実人数)を記載してください。例えば、一人が弁護士と弁理士の資格を有する場合、左欄の①及び②に「1」と記載し、合計欄の右欄に「1」と記載してください。

(単位:人)

	左欄 (延べ人数)	右欄 (実人数)
①弁護士	16人	
②弁理士	103人	
③税理士	0人	
④公認会計士	5人	
⑤その他	269人	
合計	393人	208人

(5)有資格者と顧問契約等を締結し、産学官連携本部等の業務につき相談できる体制となっていますか。該当するものに○を付してください**(複数回答)**。

- (195) ①弁護士と顧問契約等を締結している。
(110) ②弁理士と顧問契約等を締結している。
(34) ③税理士と顧問契約等を締結している。
(40) ④公認会計士と顧問契約等を締結している。
(34) ⑤その他の有資格者と顧問契約等を締結している:具体的に記載してください。(例:技術士、行政書士、司法書士、社会保険労務士、知的財産管理技能士、中小企業診断士等)

- (139) ⑥有資格者と顧問契約等を締結していない。 →(7)に進んでください。

(6)上記(5)の各該当人数を記載してください。

(単位:人)

	人数
①弁護士	363人
②弁理士	189人
③税理士	35人
④公認会計士	60人
⑤その他	52人
合計	699人

(7)研究費受入額1,000万円以上(令和6年度中)の共同研究について、産学官連携本部等の組織が関与した件数、及び産学官連携本部等の組織が教員・研究者と国内民間企業や外国企業とのマッチングを行い、かつ契約締結に至った件数を記載してください。[大学ファクトブック掲載]

共同研究	相手方	関与した件数	
		マッチングを行い契約締結に至った件数	
国内民間企業		609件	334件
内訳	大企業	512件	300件
	うち同一県内企業	156件	77件
	中小企業	97件	34件
	うち同一県内企業	44件	13件
	うち貴大学等発ベンチャー	31件	7件
	計	21件	12件
		630件	346件

「組織が関与した件数」とは、契約締結に至るまでの各過程を教員・研究者個人に任せきりにするのではなく、産学官連携本部等が組織として、共同研究のテーマ、契約相手、契約期間、研究経費、知的財産の帰属・在り方、成果目標、目標達成時期等の検討に関与した件数のことを指します。また、「マッチングを行い、かつ契約締結に至った件数」とは、教員・研究者個人からの提案ではなく、産学官連携本部等が組織として、一から教員・研究者と国内民間企業や外国企業とのマッチングを行い、かつ契約締結に至った件数のことを指します。なお、当該件数は産学官連携本部等が組織として、一から共同研究契約の実施に向けて関与したものが対象となります。途中から組織が関与したものは対象外となります。

○ビジョンの共有(ガイドラインP11)

(8)大学等と国内民間企業や外国企業との間で、組織対組織による共同研究を行うための包括連携契約を締結している場合、その相手方の数を記載してください。また、そのうち研究費受入額1,000万円以上(令和6年度中)の共同研究の実績がある場合、その相手方の数を記載してください。[大学ファクトブック掲載]

件数	相手方	包括連携契約を締結している相手方数	
		うち研究費受入額1,000万円以上の共同研究の実績がある相手方数	
国内民間企業		848件	165件
内訳	大企業	628件	153件
	うち同一県内企業	232件	52件
	中小企業	220件	12件
	うち同一県内企業	150件	4件
	うち貴大学等発ベンチャー	13件	4件
	計	4件	0件
		852件	165件

(9)上記(7)及び(8)において、共同研究費受入額1,000万円以上(令和6年度中)の実績がある場合は、契約ごとに相手方の名称及び受入額について記載してください。

・記入欄の行数の範囲で代表的なものご回答ください。

(単位:千円)

相手方名称	受入額
①	
②	
③	
④	
⑤	

(単位:千円)

相手方名称	受入額
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	

2. 資金の好循環(ガイドラインP15、追補版P9)

○戦略的産学連携経費の設定の有無(ガイドラインP18、追補版P22)

(1) 戦略的産学連携経費に係る規程等を設けていますか(必須)。【大学ファクトブック掲載】

- (36) ある →(2)に進んでください。
(1,003) ない →(4)に進んでください。

(2) 上記(1)においてあるとした場合、戦略的産学連携経費は、規程等においてどの項目(費目)としていますか。該当するもの一つに○を付してください。【大学ファクトブック掲載】

- (3) 直接経費
(22) 間接経費
(9) 戦略的産学連携経費(直接経費及び間接経費とは別)
(2) その他:具体的に記載してください。

(3) 上記(1)においてあるとした場合、国内民間企業との共同研究に關し受け入れる戦略的産学連携経費の直接経費に対する割合を記載してください。【大学ファクトブック掲載】

※規程上の割合に幅がある場合には、**貴機関において標準的な取扱い**と考えている割合を記載してください。

※全額に対する割合を定めている場合には、**直接経費に対する割合に換算**した結果を記載してください。

※間接経費の一部としている場合でも、戦略的産学連携経費の割合を記載してください。

戦略的産学連携経費の直接経費に対する割合 (平均)	14.3%
------------------------------	-------

機関の規程における、直接経費に対する戦略的産学連携経費の割合を記載してください。全体額の一定割合を戦略的産学連携経費とする場合は、直接経費に対する割合に計算し直したものを記載してください。

(例) 全体額に対する10%を戦略的産学連携経費とする場合

$$10 \div (100-10) = 0.1111\cdots \approx 11.1\%$$

※小数点以下第1位までご記入ください。

割合を定めていない場合には、以下のうち該当するもの一つに○を付してください。

- (0) 令和6年度末までに民間企業からの研究費を受け入れる共同研究の実績がないため、割合を定めていない
(4) 令和6年度末までに民間企業からの研究費を受け入れる共同研究の実績はあるが、割合を定めていない

○共同研究における人件費の企業負担(ガイドラインP16、P48、追補版P12)

※本設問における企業は、国内民間企業に限定せず、海外の企業についても含みます。

※本設問における「人件費」には、ガイドライン追補版P12における「常勤教員の共同研究への関与時間に対するタイムチャージ」や、その他の人件費相当額を含むこととします。

(4)共同研究における教員人件費の企業負担について回答してください。

・共同研究において、専任教員※の人件費を企業への負担を求める規定や制度がありますか。(必須)【大学ファクトブック掲載】

(67)はい

(972)いいえ →(5)に進んでください。

※専任教員とは、当該大学等における教育研究に従事するものであり、特定プロジェクトの遂行のために期間を定めて雇用された教員を除く。(国立大学法人においては、承継教員を言う。)

・上記で「はい」と回答した場合、専任教員の人件費をどの経費項目として扱っていますか。該当するもの一つに○を付してください。【大学ファクトブック掲載】

(52)直接経費

(6)間接経費

(3)戦略的産学連携経費

(6)その他:具体的に記載してください。

・上記で「はい」と回答した場合、専任教員の人件費は単純に大学等における給与相当額とせず、共同研究の内容や当該教員の専門性などを考慮して給与相当額に上乗せすることを可能にしていますか。該当するもの一つに○を付してください。

(33)上乗せできない。原則実費分のみ人件費を計上することになる。

(23)交渉により上乗せ可能である。

(11)原則上乗せしている

・上記で「はい」と回答した場合、専任教員の人件費を受け入れる際、実際の用途はどうしていますか。該当するものに○を付してください(複数回答)。

(35)そのまま専任教員の人件費とする

(5)代替要員の人件費とする

(30)研究費とする

(7)部局に配分

(12)本部に配分

(17)その他:具体的に記載してください。

・上記で「はい」と回答した場合、共同研究において、専任教員の人件費を企業が負担した実績はありますか。

(38)はい

(29)いいえ

・実績がある場合には、専任教員の人件費を企業が負担した共同研究件数、人件費総額を記載してください。
ただし、人件費には、雇用に伴う社会保険料やそれに係る消費税振替を含みます。

	共同研究の件数	人件費総額(千円)
専任教員の人件費負担	2,283件	1,880,572千円

(5)共同研究に参画する学生(院生を含む)について回答してください。

・共同研究に参画する学生の人事費を企業に負担を求める規定や制度がありますか。**(必須) [大学ファクトブック掲載]**

(42)はい

(996)いいえ →(6)に進んでください。

・上記学生の人事費をどの経費項目として扱っていますか。該当するもの一つに○を付してください。**[大学ファクトブック掲載]**

(42)直接経費

(0)間接経費

(0)戦略的産学連携経費

(0)その他:具体的に記載してください。

・共同研究において、学生の人事費を企業が負担した実績はありますか。(共同研究契約書等に学生の人事費を考慮した積算があるか)

(27)はい

(17)いいえ

・実績がある場合には、学生の人事費を企業が負担した共同研究件数と人事費総額を記載してください。
ただし、人事費には、雇用に伴う社会保険料やそれに係る消費税振替を含みます。

	共同研究の件数	人事費総額(千円)
学生の人事費負担	1,249件	603,972千円

○財務基盤の強化(ガイドラインP48)

(6)財源の多様化(ガイドラインP49)

・国立大学法人・大学共同利用機関法人・公立大学法人・私立大学(短期大学を含む)について、大学等発ベンチャーへの支援に伴い、当該ベンチャーの株式又は新株予約権の取得等に関して、規程等の整備を行っていますか。(必須)

- (110)①整備している
(851)②整備していない
(78)③回答対象外
- 〔 国立大学法人・大学共同利用機関法人・公立大学法人・私立大学(短期大学を含む)の場合は①または②を選択してください。 〕
〔 上記機関以外の場合は③を選択してください。 〕

※国立大学法人・大学共同利用機関法人・公立大学法人は、平成31年1月以降、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第34条の4及び第34条の5に基づき、研究開発の成果を活用した事業を行う大学等発ベンチャーへの支援に伴い、その株式又は新株予約権を取得及び保有する事が可能となっています。ただし、同法により株式又は新株予約権の取得及び保有ができるのは、「特に必要と認める場合には、その支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めること等の措置をとる」場合に限られます。詳細は、国立大学法人・大学共同利用機関法人は、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて」(平成31年2月25日付け事務連絡)(https://www.mext.go.jp/content/20220304_mxt_hojinka_100001048_1.pdf)を、公立大学法人は、「研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン」及び「研究開発法人による出資等に係るガイドライン」について(通知)」(平成31年1月29日付け30文科科第593号)(https://www.mext.go.jp/content/20190129-mxt_daigakuc-100001259_3.pdf)をそれぞれ参照してください。

※大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得に係る業務に関与する大学職員を主な読者として、各業務における基本的な考え方と留意点を整理した「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き」(2019年5月経済産業省)(https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/start-ups/tebiki.html)も参考になります。

※以下の設問は全機関が対象です。

※対象となる株式や新株予約権は貢大学等発ベンチャーのものに限らず、民間企業等の株式や新株予約権も含みます。

・株式保有の有無について御回答ください。(必須)【大学ファクトブック掲載】

- (121)あり
(918)なし

・新株予約権保有の有無について御回答ください。(必須)【大学ファクトブック掲載】

- (37)あり
(1,001)なし

・株式売却収入の有無について御回答ください。(必須)

- (17)あり
(1,021)なし

- ・株式の保有状況について内訳を記載してください。
 - ・複数大学等で設立している大学等発ベンチャーの場合、企業名の最初に●を付してください。
 - ・「取得事由」欄には、該当するものに○を付してください。
 - ・「取組事由」欄で、「その他」に○を付した場合は、具体的な事由についても記入してください。

※以下の記入内容は公表されません。

※「企業区分」の「大学等発ベンチャー企業」は、他大学等発の場合は選択しないでください。

※金額については、項目ひとつごとに千円単位未満を四捨五入した上の値を整数で記載してください。

- ・新株予約権の保有状況について内訳を記載してください。
 - ・「取得事由」欄には、該当するものに○を付してください。
 - ・「取組事由」欄で、「その他」に○を付した場合は、具体的な事由についても記入してください。

※以下の記入内容は公表されません。

※新株予約権を保有していない企業については記載の必要はありません。

- #### ・株式の売却収入(令和6年度中)

※以下の記入内容は公表されません。

※金額については、項目ひとつごとに千円単位未満を四捨五入した上で値を整数で記載してください。

【Q&A】

取得事由が寄附の場合、「取得価格」はどのように記載すればいいですか？	取得事由が寄附の場合、「取得価格」は0円で計上してください。
「株式の保有状況」の「企業区分」にある「その他」には、何が該当しますか？	「その他」には、資産運用、贈与が該当します。

3. 知的好循環(ガイドラインP22、追補版P28)

○知的財産の活用に向けたマネジメント強化(ガイドラインP22)

(1)知的財産マネジメントの戦略的方針(ガイドラインP23)

・各大学等の体制や状況に合わせた知的財産マネジメントに関する戦略を設けていますか(必須)。【大学ファクトブック掲載】

- (182) ある →下記に進んでください。
(858) ない →(2)に進んでください。

・上記においてあるとした場合、戦略にどのような内容を含めていますか。該当するものに○を付してください(複数回答)。

- (65) 経営としての知的財産の位置付け
(15) 領域に応じた知的財産マネジメント予算の策定
(67) 大学等発ベンチャーの創出や支援を意識した知的財産の活用
(28) 知的財産の取得を重点的に行う技術分野の設定
(91) その他:具体的に記載してください。

(2)知的財産予算(ガイドラインP24)

・保有している特許権等について、継続的に保有することの要否を検討していますか。

- (331) はい →下記に進んでください。
(709) いいえ →4. に進んでください。

・上記において「はい」とした場合、最も重要視している点を回答してください。該当するもの一つに○を付してください。

- (70) 特許関連費用とライセンス収入のバランス
(30) 出願時又は特許査定時からの経過年数
(71) 発明者又は出願人の意向
(4) 地域等への社会貢献度
(84) 共同研究又はライセンス先の企業における事業化の進捗や見込み
(75) その他:具体的に記載してください。

4. その他

・産学官連携向け施設・設備(大学等発ベンチャーに対するインキュベーション施設は除く)を保有していますか(必須)。

- (132) 保有している →下記に進んでください。
(908) 保有していない

・上記で保有しているとした場合、保有している施設・設備の利用目的、利用対象等を具体的に記載してください。

・上記において保有しているとした場合、当該施設のスペース、令和6年度内に利用実績がないスペース、契約企業件数を記載してください。

利用可能なスペースの総床面積(m ²)	283,367m ²
(うち)年度内を通じて空きスペース(m ²)	146,619m ²
契約企業数(件)	1,263件

※大学等発ベンチャーに対するインキュベーション施設と同一施設である場合については、以下のように計上してください。

例)全100m²中、令和6年度中に大学等発ベンチャーが60m²を使用し、残り40m²は空きスペースの場合。

⇒大学等発ベンチャーに対するインキュベーション施設を問う設問(【様式7】4.-(3))では、「利用可能なスペースの総床面積を100m²、(うち)年度内を通じて空きスペースを40m²」とし、本設問では、「利用可能なスペースの総床面積を40m²、(うち)年度内を通じて空きスペースを40m²」と計上してください。

※契約企業数の計上方法について、企業と直接契約を締結せずに、利用申請書提出に基づき利用の承認を行っている場合等は、「契約企業数」を「申請許可数」と読み替えて計上してください。

【様式8】产学連携に係る大学等の取組について

学校コード

回答機関名

全機関

【調査の対象】令和6年度中の产学連携に係る大学等の取組について、御回答ください。

【用語等説明】

特別試験研究費税額控除制度	<p>個人又は企業等(青色申告法人)(以下「企業等」という)の各事業年度において、大学等と共同試験研究及び委託試験研究を行い、その試験研究に要した経費がある場合には、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」(※)と合わせて、これらの試験研究に係る試験研究費の額のうち一定の金額が所得税額又は法人税額から控除される制度(租税特別措置法第10条第6項、第42条の4第6項)です。</p> <p>※「試験研究費の総額に係る税額控除制度」とは、個人又は企業等(青色申告法人)の各事業年度において、試験研究費の額がある場合には、試験研究費の総額に対して一定の税額控除割合により計算された金額が所得税額又は法人税額から控除される制度です。(租税特別措置法第10条第1項、第42条の4第1項)</p>
私立大学の税制優遇措置	<p>私立大学(短期大学を含む)における受託研究について、一定の条件(※)のものについては法人税法施行令第5条第10号により「収益事業」の範囲から除外され、非課税とされています。「私立大学の税制優遇措置」とは、これにより非課税となる受託研究費の総額を指します。</p> <p>※非課税とされる条件(以下の(1)又は(2)を満たすこと)</p> <p>(1)受託研究に係る契約又は協定において、当該研究の成果の全部又は一部が学校法人に帰属する旨が定められているもの</p> <p>(2)受託研究に係る契約又は協定において、当該研究の成果について学術研究の発展に資するため適切に公表される旨が定められていること</p>

1. 知的財産の侵害調査について(該当するもの全てに○を付してください)(複数回答)

保有している特許等について、他者からの侵害調査の実施状況について

- (3) 令和6年度中に国内における侵害調査を行った
 (3) 令和6年度中に国外における侵害調査を行った
 (1,027) 令和6年度中に侵害調査を行っていない

2. 产学連携推進のための税制優遇措置の活用状況について(該当するものに○を付してください)

(1) 特別試験研究費税額控除制度の活用状況 [【大学ファクトブック掲載】](#)

民間企業等からの依頼に基づく、共同試験研究または受託試験研究に係る特別試験研究費の「書類による額の確認」の実施

- (160) ある →(別シート様式8-2、8-3に「特別試験研究費税額控除」の内容を記載してください)
 (873) ない

(2) 私立大学の税制優遇措置(受託研究の非課税措置)の活用状況

- (137) ある
 (887) ない

3. クロスアポイントメント制度に関する整備状況について(該当するものに○を付してください)

○「在籍型出向」形態におけるクロスアポイントメント制度とは

- ・「在籍型出向」形態におけるクロスアポイントメント制度(以下、「クロスアポイントメント制度」とは、出向元機関と出向先機関の間で、「出向に係る取決め」を実施するとともに、出向者(=教職員)が、出向元及び出向先それぞれと労働関係があり、各機関の責任の下で業務を行なうことが可能となる仕組みを指す。
- ・出向者(=教職員)は、出向元及び出向先で双方の身分を有し、必要な従事比率(=エフォート)の管理のもとで、両機関の業務に従事する。したがって、官民人事交流法に基づく交流派遣(府省の職員を民間企業に派遣)・交流採用(民間企業の従業員を府省で任期を付して採用)、出向元の本来業務時間外での労働を前提とした兼業、子会社への出向・派遣は該当しない。

※(1)(2)ではクロスアポイントメント制度に限らない「兼業」について御回答ください。

(1)教職員の兼業に関する規定の整備状況(必須)

※規定の名称には拠らず、兼業についての規定があるかどうかで判断してください。

- (627) 整備している
(413) 整備していない

(2)教職員が企業の役員等(会社法第423条における「役員等」を指す。)を兼業することを許可していますか。(必須)

- (258) 許可している
(476) 例外的に許可している
(305) 許可していない

「例外的に許可している」に該当するケース

- ・教職員の兼業に関する規定の例外規定に沿って、例外的に許可している
 - ・学内の各種会議での承認を経て、例外的に許可している
- (※上記の例に限定しません)

(3)クロスアポイントメントに関する規定の導入状況(必須)

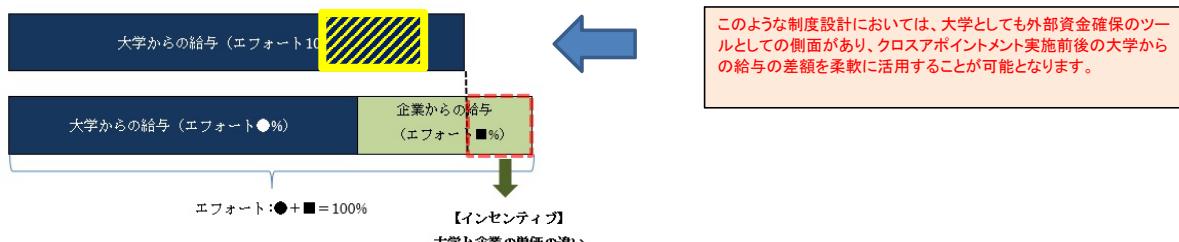
※規定の名称には拠らず、上記の定義に当てはまるもので回答ください。

- (170) クロスアポイントメントに関する規定を導入している →(4)以降に進み、別シート様式8(別紙1、2)も記載してください。
(100) クロスアポイントメントに関する規定を導入しているが令和6年度の実績はない →(4)以降に進んでください。
(770) クロスアポイントメントに関する規定を導入してない →様式9に進んでください。

(4)同規定において、教員のインセンティブとして、給与の上乗せについて、整備されていますか。(いずれかに○を付してください。)

- (67) 整備している →(5)に進んでください。
(203) 整備していない →(6)に進んでください。

※ 給与の上乗せの一例



(5)(4)において、規定を整備している場合、自機関(大学等)から他機関(民間企業)への送出の実績において、給与の上乗せをしていますか。(いずれかに○を付してください。)

- (30) 上乗せしている
(37) 上乗せしていない

(6)クロスアポイントメントを実施するにあたって、大学等内における業務量調整、人事評価等の特徴的な取組や制度があれば御記載ください。

【様式8-2】特別試験研究費税額控除(民間企業等との共同試験研究に係る状況)

学校コード

回答機関名

全機関

本様式は、様式8-2(1)で「ある」を選択し、民間企業等との共同試験研究に該当する場合のみ御記入ください。
※この設問については、集計結果のみ公表されます(民間企業等の情報が公表されることはありません)。

【留意事項】

- ・民間企業等名が同一であったとしても、一つの契約または協定毎にそれぞれ記載してください。
- ・行や列を追加する必要がある場合、別途追加用の調査票をお送りしますので、産学連携調査事務局 sangaku@sunbi.co.jp までお問い合わせをお願いします。
- ・書類による額の確認後、民間企業等が青色申告等を税務署に提出したか否かについては問いません。
- ・額の計算方法等含め、本制度に関しては経済産業省がガイドラインを作成していますので、そちらを参考にしてください。
- ・URL:https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/tax_guideline.html
- ・民間企業等の業種については、本様式下部の「業種一覧」の表から選択の上、番号を入力してください。なお、民間企業等が税務署に提出する「試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書」に業種を記載することになっていますが、本様式における「業種一覧」表では明細書より簡略化した分類にしています。
- ・契約期間にかかわらず、書類により確認した年度(報告書の日付等)が調査年度中(令和6年度中)のものが対象となります。

通番	民間企業等名	共同試験研究に係る特別試験研究費の額の確認(大学等において書類により確認した試験研究費の額)(令和6年度中)(単位:千円)			番号	民間企業等の業種
		民間企業等が負担した額の合計※1	民間企業等が自ら支出した額の合計※2	合 計		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合 計						

※1大学等が支出する当該共同試験研究に要した費用であって当該法人が負担したもの(当該契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。)

※2当該法人が当該共同試験研究に要した費用(当該契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。)

「(令和5年度版)特別試験研究費税額控除制度ガイドライン 令和6年2月経済産業省」より

II-2-(3)-2)

特別試験研究費の額が、当該共同試験研究に要した費用であって申告法人が当該契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、書類により大学等の確認を受けて下さい。

業種一覧		
1 農林水産業	13 ゴム製品製造業	25 光学機械器具等製造業
2 鉱業	14 皮革、同製品製造業	26 時計、同部品製造業
3 建設業	15 窯業又は土石製品製造業	27 その他の製造業
4 食料品製造業	16 鉄鋼業	28 卸売業
5 繊維工業	17 非鉄金属製造業	29 小売業
6 木材、木製品製造業	18 金属製品製造業	30 料理飲食旅館業
7 家具、装備品製造業	19 機械製造業	31 金融保険業
8 パルプ、紙、紙製品製造業	20 産業用電気機械器具製造業	32 不動産業
9 新聞業、出版業又は印刷業	21 民生用電気機械器具電球製造業	33 運輸通信公益事業
10 化学工業	22 通信機械器具製造業	34 サービス業
11 石油製品製造業	23 輸送用機械器具製造業	35 その他
12 石炭製品製造業	24 理化学機械器具等製造業	99 不明

【様式8-3】特別試験研究費税額控除(民間企業等からの受託試験研究に係る状況)

学校コード

回答機関名

全機関

本様式は、様式8-2(1)で「ある」を選択し、民間企業等からの受託試験研究に該当する場合のみ御記入ください。
※この設問については、集計結果のみ公表されます(民間企業等の情報が公表されることはありません)。

【留意事項】

- ・民間企業等名が同一であったとしても、一つの契約または協定毎にそれぞれ記載してください。
- ・行や列を追加する必要がある場合、別途追加用の調査票をお送りしますので、産学連携調査事務局 sangaku@sunbi.co.jp までお問い合わせをお願いします。
- ・書類による額の確認後、民間企業等が青色申告等を税務署に提出したか否かについては問いません。
- ・額の計算方法等含め、本制度に関しては経済産業省がガイドラインを作成していますので、そちらを参考してください。

<URL:https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/tax_guideline.html>

- ・民間企業等の業種については、本様式下部の「業種一覧」の表から選択の上、番号を入力してください。なお、民間企業等が税務署に提出する「試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書」に業種を記載することになっていますが、本様式における「業種一覧」表では明細書より簡略化した分類にしております。

- ・契約期間にかかわらず、書類により確認した年度(報告書の日付等)が調査年度中(令和6年度中)のものが対象となります。

通番	民間企業等名	受託試験研究に係る特別試験研究費の額の確認(大学等において書類により確認をした試験研究費の額)(令和6年度中)(単位:千円)		下記業種一覧より該当する業種の番号を入力してください。業種が不明な場合には「99」を入力し「不明」としてください。	
		民間企業等が負担した額の合計※1	合 計	番号	民間企業等の業種
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
合 計					

※1大学等が支出する当該委託試験研究に要した費用であって当該法人が負担したもの(当該契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。)

「(令和5年度版)特別試験研究費税額控除制度ガイドライン 令和6年2月経済産業省」より

II 6-(3)-2)

特別試験研究費の額が、当該共同試験研究に要した費用であって申告法人が当該契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、書類により大学等の確認を受けて下さい。

業種一覧		
1 農林水産業	13 ゴム製品製造業	25 光学機械器具等製造業
2 鉱業	14 皮革、同製品製造業	26 時計、同部品製造業
3 建設業	15 窯業又は土石製品製造業	27 その他の製造業
4 食料品製造業	16 鉄鋼業	28 卸売業
5 繊維工業	17 非鉄金属製造業	29 小売業
6 木材、木製品製造業	18 金属製品製造業	30 料理飲食旅館業
7 家具、装備品製造業	19 機械製造業	31 金融保険業
8 パルプ、紙、紙製品製造業	20 産業用電気機械器具製造業	32 不動産業
9 新聞業、出版業又は印刷業	21 民生用電気機械器具電球製造業	33 運輸通信公益事業
10 化学工業	22 通信機械器具製造業	34 サービス業
11 石油製品製造業	23 輸送用機械器具製造業	35 その他
12 石炭製品製造業	24 理化学機械器具等製造業	99 不明

【様式8 別紙1】クロスアポイントメント制度の活用状況について

学校コード

回答機関名

全機関

【用語等説明】

大学等	国内の大学・短期大学・高等専門学校及び大学共同利用機関を指し、大学付属病院は含みません。
研究開発法人	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の別表第一の記載の法人を指します。
民間企業	国内外の営利を目的として経済活動を行う組織を指し、独立行政法人、NPO法人、社団法人、財団法人、医療法人等は含みません。

3. 「在籍型出向」形態によるクロスアポイントメント制度について

○「在籍型出向」形態におけるクロスアポイントメント制度とは

- 「在籍型出向」形態におけるクロスアポイントメント制度(以下、「クロスアポイントメント制度」とは)とは、出向元機関と出向先機関の間で、「出向に係る取決め」を実施するとともに、出向者(=教職員)が、出向元及び出向先それぞれと労働関係があり、各機関の責任の下で業務を行うことが可能となる仕組みを指す。
- 出向者(=教職員)は、出向元及び出向先で双方の身分を有し、必要な従事比率(エフォート)の管理のもとで、両機関の業務に従事する。したがって、官民人事交流法に基づく交流派遣(府省の職員を民間企業に派遣)・交流採用(民間企業の従業員を府省で任期を付して採用)、出向元の本来業務時間外での労働を前提にした兼業、子会社への出向・派遣は該当しない。
- 契約期間が調査年度にかかる契約を対象としてください。
- クロスアポイントメント契約期間の記入にあたっては、契約上は単年で切れる雇用契約で、その更新を繰り返すことで形式的に複数年の雇用が継続している場合は「12か月」となります。一方で、契約時に複数年の雇用契約は結んでいるが、実績を考慮して毎年の契約更新という形で継続見直しを行っている場合は「契約当初の複数年の雇用期間」を回答してください。

(5)の入力による自動集計	企業区分				合計	クロスアポイントメント契約期間					
	大学等	研究開発法人	民間企業	その他機関		1か月未満	3か月未満	6か月未満	1年未満	2年未満	2年以上
	他機関からの受入	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
自機関からの派遣	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

(5)機関でクロスアポイントメント制度を利用している教職員数について、以下に詳細を記入してください。【大学ファクトブック掲載】

※この設問については、集計結果のみ公表されます(出向元・出向先・個人の情報が公表されることはありません)。

受入 or 派遣	出向元区分	出向元名称	出向元所属	出向元職名	出向先区分	出向先名称	出向先所属	出向先職名	年齢層	契約期間(単位:月)
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										

【様式8 別紙2】クロスアポイントメント制度の活用状況について(民間企業への派遣実績)

学校コード

回答機関名

全機関

3.「在籍型出向」形態によるクロスアポイントメント制度について

○「在籍型出向」形態におけるクロスアポイントメント制度とは

・「在籍型出向」形態におけるクロスアポイントメント制度(以下、「クロスアポイントメント制度」とは)とは、出向元機関と出向先機関の間で、「出向に係る取決め」を実施するとともに、出向者(=教職員)が、出向元及び出向先それぞれと労働関係があり、各機関の責任の下で業務を行うことが可能となる仕組みを指す。
・出向者(=教職員)は、出向元及び出向先で双方の身分を有し、必要な従事比率(=エフォート)の管理のもとで、両機関の業務に従事する。したがって、官民人事交流法に基づく交流派遣(府省の職員を民間企業に派遣)・交流採用(民間企業の従業員を府省で任期を付して採用)、出向元の本来業務時間外での労働を前提にした兼業、子会社への出向・派遣は該当しない。

(6)機関(大学等)から他機関(民間企業)への派遣の実績がある場合、以下の項目についても記入ください。

※この設問については、集計結果のみ公表されます(個人の情報が公表されることはありません)。

	契約開始日	契約終了日	契約更新の有無	専門分野	相手先企業	企業での業務内容	身分(大学等)	身分(企業)	エフォート(大学等)	エフォート(企業)	給与の支払い	給与の上乗せの割合	勤務場所等(大学等)	勤務場所等(企業)	大学等から民間企業へのクロスアポイントメントを実施するに至った経緯(方策)
記入例	R3.10.1	R5.3.31	有	機械工学	●●●● (株)	ロボティクスに関する研究開発の業務	准教授	主席技師	80%	20%	大学等	20%	川崎市	横浜市	共同研究において中心的な役割を担っている若手研究員を派遣することにより、研究を加速させるとともに企業における事業化プロセスを体感させ、社会実装までしっかりと見据えた研究ができる人材に育てるため
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

【様式9】寄附受入実績、競争的研究費等受入実績

学校コード

回答機関名

全機関

【調査の対象】本様式は、令和6年度中に受け入れた機関全体の寄附金が対象です。

※「機関全体の寄附金(現金)」の考え方について、複数の機関を設置している法人への寄附金ではなく、自機関として受け入れた寄附金を計上してください。(自機関として受け入れた寄附金の額が不明な場合、計上しないでください。)

(注)国立大学等(国立大学、国立高等専門学校、大学共同利用機関)のみならず、全機関が、回答の対象です。

【注意点】寄附の受入件数は、貴機関における「申込の単位」「会計手続き上の処理の単位」等を基準にご回答ください。

【用語等説明】

外国企業	外国企業とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法(平成17年法律第86号)の規定により日本で登記したものをいいます。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国企業ではありません。契約相手方企業の本店住所が外国にあるかどうかを基準に、「外国企業」「国内民間企業」を判別してください。
------	--

1. 寄附受入実績

※現金の寄附金は、**貴機関のキャッシュフロー計算書又は資金収支計算書の寄附金収入と一致するもの**としてください。金額については、記載欄ごとに千円単位未満を四捨五入した上での値を整数で記載願います(合計値との間に相違が出る場合には、合計値に合致するよう調整してください)

(1)寄附金(現金)受入状況

		受入件数	受入額(千円)	
令和6年度受入実績		410,057件	189,908,683千円	
相手方先区分	国内民間企業	31,260件	49,462,743千円	「公益法人等」とは、「法人税法別表第二」に記載がある法人(ただし、大学は除く)を指します。 ※国公立大学や私立大学については、「国内その他団体」に含めてください。
	国、独立行政法人、地方公共団体、公益法人等	28,042件	60,980,128千円	国内に住所を有し、国内民間企業、国、独立行政法人、公益法人等、地方公共団体に含まれない機関を指します。
	国内その他団体	19,929件	28,002,705千円	「外国その他団体」とは、外国の財団法人等、外国企業や外国政府機関に該当しない機関を指します。
	外国企業・外国政府機関・外国その他団体	678件	4,713,266千円	クラウドファンディングにより受入があった件数・金額を回答してください。 ※寄附者の人数ではなくクラウドファンディングの件数を計上してください。
	クラウドファンディング(寄附型、購入型、融資・投資型等を含む)	5,459件	660,298千円	寄附の申込みの際に、寄附者から卒業生・修了生等と申告のあった件数・金額を計上してください。 実際に卒業生等であるかの事実確認や、申告のなかった者に対する再調査は不要です。
	個人	324,689件	46,089,544千円	
うち卒業生等		135,338件	11,892,827千円	

(2)寄附講座・寄附研究部門の受入状況 **[大学ファクトブック掲載]**

※設置期間が令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に少しでも含まれるものについて、すべて記入してください。

※「(1)寄附金(現金)受入状況」の内数になります。

※寄附講座・寄附研究部門の受入実績には、下記の定義以外のものは含めないでください。

寄附講座・寄附研究部門数	寄附講座・寄附研究部門に関する受入実績(千円)
1,541件	25,877,244千円
「寄附講座」、「寄附研究部門」	<p>大学等における奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用して設置運営し、大学等の教育研究の豊富化、活発化を図ることを目的とするもので、特に、「寄附講座」においては、学部及び研究科等の大学院組織等、教育研究を行う組織に置かれる講座を指し、「寄附研究部門」においては、全学センター及び附置研究所等、研究を行う組織に置かれる研究部門を指します。</p> <p>※ここでは寄附目的が特定の研究分野について教育・研究を行う寄附講座・寄附研究部門の設置、または既存の寄附講座・寄附研究部門への追加寄附についてのみ計上してください。</p> <p>一つの授業科目について、企業から講師が無償で派遣されている場合や、無償の非常勤講師を受け入れているといった場合は、ここで言う寄附講座とはなりませんので除外します。また、大学等で既存に設置されている研究室等への寄附についても寄附講座とはみなしませんので除外します。</p>

※複数年度にまたがる寄附講座・寄附研究部門の受入であっても、令和6年度の実績のみを計上してください。

(例1)令和4年～令和6年度の3年間寄附講座・寄附研究部門を設置し、その間の寄附を令和4年度に一括して受け入れた場合…令和6年度実績は、寄附講座・寄附研究部門数1件・受入実績0円。

(例2)令和4年～令和6年度の3年間寄附講座・寄附研究部門を設置し、令和6年度に寄附を1000万円受け入れた場合…令和6年度実績は、寄附講座・寄附研究部門数1件・受入実績1000万円。

(3)現物寄附の受入状況

※令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に含まれるものについて、すべて記入してください。

※機関における資産登録等の会計手続きを伴うものを対象としてください。

※なるべく、「現金寄附」と「現物寄附」の合計額が、財務諸表「附属明細書」の「寄附金の受入額の明細(寄附金の明細)」の「当期受入額」の「合計」欄と一致するように回答してください(合計値との間に相違が出る場合には、合計値に合致するよう調整してください)。

	受入件数	受入額(千円)
種別	株式等の有価証券	24件 2,594,581千円
	土地・建物など不動産	100件 4,733,483千円
	その他設備や機材等	377,452件 41,554,774千円
	(うち)科研費により取得した資産	74,023件 29,634,325千円
	計	377,576件 48,882,838千円

2. 競争的研究費等受入実績 **[大学ファクトブック掲載]**

	受入額(千円)
ア. 科学研究費助成事業	215,750,462千円
イ. ア. 以外の文部科学省(独立行政法人を含む)の競争的研究費	27,590,281千円
ウ. 文部科学省以外の府省(独立行政法人を含む)の競争的研究費	44,100,774千円
エ. その他団体(地方自治体、民間団体等)の研究補助金・研究助成金	49,261,402千円
合計額	336,702,919千円

「科学研究費」とは、一般的に科研費と略称されている、文部科学省及び日本学術振興会の事業として行われている「科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）」のことを指します。

研究分担者への配分額も含め、交付決定額を計上してください。他機関への分担金の額は除かず、他機関からの分担金の額は含めないでください。

研究分担者/機関の場合には、配分機関又は代表機関から交付決定（もしくは委託契約締結）された分担金額を計上してください。

研究分担者/機関の場合には、配分機関又は代表機関から交付決定（もしくは委託契約締結）された分担金額を計上してください。
「厚生労働科学研究費補助金」は、ウ. に該当します。

公募～採択というプロセスによって決定される研究補助金・研究助成金であって、ア.～ウ.に該当しないものを計上してください。

※ウとエに含まれる主な資金名を記載してください。

※本設問は、様式2、3-1、3-2、本様式の1. で回答していない競争的研究費、並びに研究補助金及び研究助成金等について、回答していただくものです。

※競争的研究費は内閣府の競争的研究費制度一覧により確認してください。

内閣府 令和6年度・令和7年度競争的研究費制度一覧(省庁別予算) https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin_r6-7.pdf

※金額は研究費の総額(直接経費と間接経費の合計額)を記載してください。

※いずれの項目も、交付決定もしくは配分機関と締結する委託契約ベースで計上してください。

ただし、精算額や確定額が判明した場合には、貴機関の判断で精算額や確定額をご回答いただいても構いません。

※回答の対象は下図をご参照ください。

	自機関が 研究代表者・代表機関	自機関が 研究分担者・分担機関
ア.	対象	対象外
イ.	対象	対象
ウ.	対象	対象
エ.	対象	対象

3. 学術指導受入実績

	受入件数	受入額(千円)
学術指導受入実績	5,022件	4,725,595千円
うち令和6年度の新規契約	3,351件	3,213,858千円

上記の学術指導料はどの経費項目として扱いましたか。
該当するものをすべて選択してください。

(113)受託事業費

(75)受託研究費

(73)その他:具体的に記載してください。

※契約締結日にかかわらず、調査対象年度（令和6年度）に学術指導の受入があったものについて「件数」と「金額」をご回答ください。

ただし、教員個人が兼業等で受け入れたものは含みません。

※受入額には学術指導の実施に関連して受け入れた経費（指導料のほか、必要経費、間接経費等）も含めて計上してください。

※他の様式で計上した金額と重複しても構いません。ただし、様式6-2で「その他（ノウハウ等）」にカウントしたものとは重複しないよう御回答ください。

※調査対象年度が、学術指導の契約期間に含まれるが、学術指導料の受入がなかった場合には、「受入件数:1件、受入額:0円」と計上してください。

学術指導	外部の機関等からの依頼を受け、大学等の教員等がその有する専門的知識に基づき技術指導、助言又はコンサルティング等を行い、もって外部の機関等の業務又は活動を支援するものを指します。 ※「学術指導」の名称に限らず、上記の定義に当てはまるものについて回答ください。 産学協創の充実に向けた大学等の「知」の評価・算出のためのハンドブック別冊冊子(2023年3月29日公開) https://www.mext.go.jp/policy/innovation_corp/sangakurenkei/230329handbook_booklet.pdf p.12を参照
------	---

【様式10】リサーチ・アドミニストレーターの整備状況等について

学校コード 回答機関名 全機関

【調査の対象】令和6年度末の配置状況を記載してください。本様式は貴機関における職名とは関係なく、本調査において「URAとして配置」として整理する者を以下のとおり定め（「リサーチ・アドミニストレーター（URA）とは」参照）、その人数等を調査するものです。

【用語等説明】

「研究戦略推進支援」に相当する業務	国の科学技術政策の調査分析や学内研究資源の把握等を指します。具体的な業務は、以下のとおりです。 ・政策情報等の調査分析 ・研究力の調査分析 ・研究戦略策定
「プレ・アワード」に相当する業務	プロジェクトの企画から設計、調整、申請までを担う業務を指します。具体的な業務は、以下のとおりです。 ・研究プロジェクト企画立案支援 ・外部資金情報収集 ・研究プロジェクト企画のための内部折衝活動 ・研究プロジェクト実施のための対外折衝・調整 ・申請資料作成支援
「ポスト・アワード」に相当する業務	プロジェクト採択後の適正な運営に関する業務を指します。具体的な業務は、以下のとおりです。 ・研究プロジェクト実施のための対外折衝・調整 ・プロジェクトの進捗管理 ・プロジェクトの予算管理 ・プロジェクト評価対応関連 ・報告書作成
期間の定めのない雇用	当該人材の雇用期間にあらかじめ定められた期間がない場合を言います。 (注)雇用契約期間が始めから定まっているものの（有期）、契約期間の更新等により長期間にわたり雇用されており、かつ、「期間の定めのない雇用」の者と給与等の待遇面が同等と考えられる場合は、「期間の定めのない雇用」とみなしてください。
機関の運営経費	国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金等の基盤的経費を指します。
外部資金	「機関の運営経費」以外の競争的研究費（間接経費を含む）、民間企業との共同研究（間接経費を含む）等を指します。

○リサーチ・アドミニストレーター（URA）とは

※本調査におけるURAとは、大学等において、研究者とともに（専ら研究を行う職とは別の位置づけとして）研究活動の企画・マネジメント、研究成果活用促進を行う（単に研究に係る行政手続きを行うという意味ではない。）ことにより、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を支える業務に従事する人材を指します。本調査におけるURAの業務については、【参考】で後述しています。

なお、従来様式11で定めていた「産学官連携コーディネーター」は「URAとして配置」と整理する者に含めて記入をお願いします。

※御参考までに、旧定義（平成28年度調査まで）におけるURA及び産学官連携コーディネーターとは、それぞれ以下のとおりです。

・旧様式10で定めていた「URA」とは、大学等において、研究者とともに（専ら研究を行う職とは別の位置づけとして）研究活動の企画・マネジメント、研究成果活用促進を行う（単に研究に係る行政手続きを行うという意味ではない。）ことにより、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を支える業務に従事する人材を指すこととします。

・旧様式11で定めていた「産学官連携コーディネーター」とは、機関において、優れた研究成果の社会還元の促進に向けて、産業界等への技術移転活動及び他機関や産業界、自治体等との連携促進・強化等に取り組む専門人材を指すこととします（職名が「産学官連携コーディネーター」とされているか否かは問いません）。

1. 貴機関において、上記の【リサーチ・アドミニストレーター（URA）とは】に該当する人材を「URAとして配置」している状況について回答してください。その際、本調査において、「URAとして配置」している者（職名をURAとしていない場合も含む）は、以下の①～②のいずれかに該当する者とします。

- ①URAとしての業務に専念専従させている者。
②全業務時間の半分以上をURAとしての業務に従事させている者。

以下の③に該当する者（職名をURAとしている場合も含む）については、本調査における集計の性格上、「URAとして配置」には含めないようにしてください。なお、③に該当する者を、貴機関においてURAとして位置づけていただくことを否定するものではありません。

③機関の独自経費等で雇用しURAとしての業務に従事させているが、その時間が全業務時間の半分未満である者。

(1)「URAとして配置」と整理する者（いずれかに○を付してください。）（必須）

- (212) いる →(2)に進んでください。
(827) いない →様式12に進んでください。

(2)貴機関においてURAとして配置している者について、以下の区分定義に基づいて各URAの詳細を選択してください。【大学ファクトブック掲載】
※この設問については、集計結果のみ公表されます(個別の情報が公表されることはありません)。

従事区分	① URAとしての業務に専念専従させている者。 ② 全業務時間の半分以上をURAとしての業務に従事させている者。					
雇用財源	機関の運営経費、外部資金					
雇用期間	1年未満、1年以上3年未満、3年以上5年未満、5年以上10年未満、10年以上 ※雇用期間は契約期間ではなく、貴機関における継続勤務期間です。無期雇用の場合にも継続勤務期間を回答してください。					
有期／無期	有期雇用、無期雇用					
年齢層	30歳未満、30歳以上40歳未満、40歳以上50歳未満、50歳以上60歳未満、60歳以上					
前職	教員(助教含む)、研究員・開発スタッフ、URA、知財・法務部門の専門職、技術系職員、事務系職員、ポスドク、学生、その他 ※前職は「直前に従事していた職」を回答してください。					
職務従事状況	(1)プレ・アワード、(2)ポスト・アワード、(3)研究戦略推進支援、(4)プレ・アワード及びポスト・アワード、(5)プレ・アワード及び研究戦略推進支援、(6)ポスト・アワード及び研究戦略推進支援、(7)プレ・アワード及びポストアワード並びに研究戦略推進支援、(8)関連専門業務(教育プロジェクト支援)、(9)関連専門業務(国際連携支援)、(10)関連専門部門(产学連携支援)、(11)関連専門部門(知財関連)、(12)関連専門部門(研究機関としての発信力推進)、(13)関連専門業務(研究広報関連)、(14)関連専門業務(イベント開催関連)、(15)関連専門業務(安全管理関連)、(16)関連専門業務(倫理・コンプライアンス関連)、(17)その他(上記のいずれにも該当しない場合) ※職務従事状況は、主たる業務を一つ選択してください。例えば、「プレ・アワード」と「研究戦略推進支援」の両方を主な担当業務としている場合には、(5)を選択してください。					
従事区分	雇用財源	雇用期間	有期／無期	年齢層	前職	職務従事状況
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

2. (1)貴機関における、リサーチ・アドミニストレーションシステムの構築に向けた新しい規程や仕組み構築の取組について、該当するものに○を付してください。

事項	整備済み	2年程度 以内に整 備予定	数年以内 に整備予 定	整備の予 定なし
(ア) URAの職種	135	8	29	174
(イ) URAの人事労務関係条件	106	11	32	197
(ウ) URAのキャリアパス	59	17	45	225
(エ) URAの給与体系	100	13	30	203
(オ) URAの業務達成目標及び評価方針	75	11	42	218
(カ) URAの能力開発プログラム	35	20	51	239

(2)貴機関における、「URAとして配置」と整理する者を対象とした研修の実施状況について回答してください。

① URA業務に関連する研修を実施していますか。(いずれかに○を付してください。)

- (122) 実施している ②に進んでください。
(316) 実施していない ③に進んでください。

② ①で回答した研修の実施形態について、該当するものに○を付してください。(複数回答)

- (22) 自機関においてURAのみを対象とした研修プログラムを実施
(52) 自機関において教職員等(URAを含む)対象の研修を実施
(99) 他機関、団体等が実施するURA研修を利用

【Q&A】

雇用財源が、エフォート管理により複数の場合には、どのように判断しますか？	エフォートの高い業務の雇用経費もしくは主たる業務を行うための雇用経費により、判断してください。
主たる担当業務が、「その他」との組み合わせの場合は、どのように判断しますか？例えば、「フレ・アワード」と「その他」の場合には、どのようにカウントしますか？	「リサーチ・アドミニストレーター(URA)とは」で例示の業務のうちで、主たる担当業務を記載頂くことが目的ですので、この場合には、「フレ・アワード」のみにカウントしてください。なお、「その他」は、「フレ・アワード」、「ポスト・アワード」、「研究・戦略推進支援」以外の業務のみを主たる業務として行っている場合に、カウントしてください。

【参考】リサーチ・アドミニストレーターの業務内容

機能(業務)	業務内容
(1)研究戦略推進支援業務	
① 政策情報等の調査分析	政府の科学技術政策、審議会の答申・提言等や、ファンディング・エージェンシー等の事業について、その策定期階からインターネットや関係者へのヒアリング等を通じて情報を収集し、政策動向等について分析を行う。また、組織においてこの機能充実のため、施策情報等に係るデータベースの整備等、情報分析機能の強化、充実を図る。
② 研究力の調査分析	研究者の研究分野、外部資金獲得状況や論文投稿状況等を把握し、マッピング等により大学・部局等の研究特性の組織的把握を行う。また、組織においてこの機能充実のため、研究者情報のデータベースの整備等、研究プロジェクトの策定期盤を強化・充実化する。
③ 研究戦略策定	組織の研究教育資源を有効に活用することを目指し、組織改編、研究拠点形成、研究支援体制構築に関する立案・支援、関係部局との調整等を行う。研究者相互の認識の拡大と深化、意識醸成、プレゼンス確立のため、例えば新たな課題発見のためのワークショップの開催等を行う。
(2)プレアワード業務	
① 研究プロジェクト企画立案支援	外部資金獲得状況等から他大学等との比較、採択結果の分析等を行う。また、研究者のマッチング、研究チームの構成員候補のリストアップ等の外部資金に応募する研究プロジェクトの企画案の策定期定のための支援、調整等を行う。
② 外部資金情報収集	国、ファンディング・エージェンシーや企業等が募集する補助金・委託事業等の国内外の外部資金及び関連情報について、その策定期階からインターネットや関係者へのヒアリング等を通じて収集、募集内容、対象や要件等を分析し、背景となる政策動向や外部資金獲得によるメリット・デメリット等を把握し、適切な研究分野・経験を持つ研究者に情報提供を行う。
③ 研究プロジェクト企画のための内部折衝活動	外部資金受入、研究プロジェクトに必要な研究資源の確保や協力機関との契約等締結に関する事務局との調整、学内の研究者・研究科等への研究プロジェクトへの参画交渉・調整を行う。また、申請件数が限られている大型外部資金について、学内ヒアリング等を通じて公募条件の合致の確認、申請件数の調整を行う。
④ 研究プロジェクト実施のための対外折衝・調整	学外の研究者・研究機関への研究プロジェクトへの参画交渉や外部資金受入、事業計画・NDA 等の契約等締結に関する協力機関との調整を行う。
⑤ 申請資料作成支援	研究者の発想を整理し、必要なデータ等の収集、外部資金の申請書の研究計画の分筆・ドラフトや予算計画の作成を行う。また、申請書の添削・改善アドバイスや形式・内容が公募条件等に適合しているかどうかの確認を行う。申請書等を基にヒアリング審査等におけるプレゼンテーション資料等の作成や支援を行う。申請書やプレゼン資料作成指導セミナー等を開催する。
(3)ポストアワード業務	
① 研究プロジェクト実施のための対外折衝・調整	外部資金採択時に、ファンディング・エージェンシー等との研究計画・予算、間接経費の比率等の調整、詳細な研究・予算計画の作成を行う。
② プロジェクトの進捗管理	研究プロジェクトの運営ミーティング、研究チームミーティング等の運営、各研究チーム等を含む研究プロジェクトの進捗状況の把握・調整を行う。また、研究プロジェクトに関する論文発表、学会発表、知的財産の取得、その他研究成果の把握・整理を行う。
③ プロジェクトの予算管理	学内共同研究者、協力機関等への予算配分案の調整・作成を行うと共に、研究費の執行状況の把握及び研究計画や法令・補助条件等に適合しているかの確認を行う。また、内部監査、外部資金の額の確定検査等の検査への対応を事務と連携して行う。研究目的・内容に必要なスペックを満たす機器等のリストアップ及び調達の際の仕様書等の作成、メーカーや経理担当者との調整を行う。
④ プロジェクト評価対応関連	ファンディング・エージェンシー等による年度評価、中間評価、事後評価等に対して報告書、プレゼンテーション資料等の作成やその支援、ヒアリングへの出席等の対応を行う。また、研究プロジェクト自体で行う評価委員会の開催・運営を行う。
⑤ 報告書作成	各種報告書に必要な研究成果等の整理、研究者・研究チームとの執筆内容の調整・整理・取りまとめを行い、ドラフトを作成する。また、報告書の添削・改善アドバイスや報告書が研究計画等に適合しているかどうかの確認を行う。

(4)関連専門業務	
① 教育プロジェクト支援	教育研究拠点形成や、連合大学院設置等、大学院教育を中心とした連携支援を行う。国・大学の大学院教育方針を理解しつつ連携構想を研究面から整理すると共に、学内関係者及び外部関係機関との連絡・調整を行い、教員・事務と共同で連携に関する具体的な手順を進める。
② 国際連携支援	国際的な教育研究に関するコンソーシアム形成等、海外機関との連携を進めるに当たり、海外の教育研究動向・状況を理解し、説明資料作成、連絡、調整、契約、調印式等の現地でのイベント開催等の一連の業務を、教員・事務職員と連携して行う。また、国際共同研究支援の一環として、国外から研究者を招聘するための連絡、調整等を行う。
③ 産学連携支援	企業との組織的連携、産学官連携コンソーシアム、地域振興を含めた地域産業界との連携の構築支援を行う。具体的には、企業と研究者の研究プロジェクトに対する考え方・要望を聞き、方向性を整理し、プロジェクトの実現に向けた交渉・仲介を行う。また、産業界と連携し公的競争的資金による複数の当事者による大型・長期のプロジェクトの推進を支援する。
④ 知財関連	必要に応じて学内の関連部署と連携・調整しつつ、知財の発明範囲の確定、特許明細書の検討・作成、企業と共同出願する際の調整・交渉を行う。また産学官連携コンソーシアム、特区構想等の特別な取り組みについては、事業趣旨や申請内容を踏まえ、当該事業に最適な知財の取り扱いを提案する。
⑤ 研究機関としての発信力強化推進	研究活動に關係する研究機関としての提言、宣言等の立案を支援する。また、学外の研究者や学外ステークホルダー等に対する研究機関としての発信力・ブランド力を強化するため、研究内容、研究環境等に関する広報活動に参画する。
⑥ 研究広報関連	Web サイトの掲載内容の立案、デザイン、管理や更新を行う。その他、ニュースレター、パンフレット等の海外向けも含めた広報資料の企画・作成を行う。また、プレス発表等の手配や取材の対応を行う。研究会や一般向けセミナー等におけるプレゼンテーション資料の作成や研究内容・成果の発表・報告を行うと共に、セミナー等の成果の取りまとめ、来場者とのネットワークの形成を行う。
⑦ イベント開催関連	シンポジウム等の企画・立案、プログラム策定を行い、必要な講師等の選定・招聘、関連する手続き等の事務部門・イベント会社との調整を行う。また、イベントの対象に合った適切な広報を行い、準備・開催当日の管理・運営を行う。
⑧ 安全管理関連	必要に応じて学内の関連部署と連携・調整しつつ、薬品等の取り扱い、遺伝子組み換え動植物、病原性微生物、放射線等の実験に関する法令等への適合性確認や定期的な運用状況の確認を行う。併せて、保管・実験等に必要な申請書類等の作成を行う。また、事故発生時の学内外の対応を行う。海外調査、フィールドワーク等における参加研究者の把握、実施計画の作成、保険加入等の管理を行う。
⑨ 倫理・コンプライアンス関連	必要に応じて学内の関連部署と連携・調整しつつ、利益相反や知的財産・研究成果の取り扱いに関する確認、実験等に伴い収集する個人情報の管理等を行う。また、研究者等に対する各種倫理・コンプライアンス関連の助言・情報提供を行うと共に、倫理・コンプライアンス違反があつた際の学内外の対応を行う。

※出典「平成25年度科学技術人材養成委託事業「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備(スキル標準の作成)」成果報告書

【様式11】欠番

【様式12】リスクマネジメント体制について

学校コード

回答機関名

全機関

1. 利益相反マネジメントについて

○利益相反(一般)に関するマネジメント体制について

(1)機関として利益相反(一般)(※)に取り組まれていますか、該当するもの一つに○を付してください。(必須)

※臨床研究及び研究インテグリティの確保に向けて新たに求められるものは含まない。

- (665)①取り組んでいる →(2)に進んでください。
(210)②取り組みを検討している →「○臨床研究に関する利益相反マネジメントの体制について」に進んでください
(168)③現時点で取り組みを検討していない →検討していない理由を以下に記載し、「○臨床研究に関する利益相反マネジメントの体制について」に進んでください。
→取り組みを検討していない理由を記載してください

(2)利益相反に関する適切な理解を促す方策(会議での説明・報告、研修会・セミナーの実施等)を実施していますか、該当するものに○を付してください。(複数回答)

- (261)①大学等経営層(学長、理事レベル等)を対象に実施している
(502)②研究者を対象に実施している
(326)③大学等職員(研究者を除く)を対象に実施している
(67)④学生を対象に実施している
(98)⑤その他:具体的に記載してください

- (82)⑥利益相反に関する適切な理解を促す方策を実施していない

(3)各大学等の体制や状況に合わせた実効的なリスクマネジメントの仕組みを構築していますか、該当するものに○を付してください。(複数回答)

- (367)①日常的に相談できる窓口、アドバイザー等を設置している
(374)②利益相反(一般)の担当部署が、利益相反マネジメントのために、各研究者の産学連携活動情報(共同研究、受託研究、寄附金、ベンチャー等)を把握する仕組みを構築している
(199)③利益相反(一般)の担当部署が、利益相反マネジメントのために、各研究者の人事情報(兼務、コンサルティング等)を把握する仕組みを構築している
(244)④利益相反に起因した弊害発生の疑いがあった場合に、大学等が組織的に適切な広報対応を行うための学内体制を構築している
(63)⑤その他:具体的に記載してください

- (78)⑥体制や状況に合わせた実効的なリスクマネジメントの仕組みを構築していない

(4)利益相反マネジメントへの取組状況等に関する社会への説明責任を果たすための方策を実施していますか、該当するものに○を付してください。(複数回答)

- (484)①学内における利益相反マネジメントの体制(委員会の設置等)、考え方(ポリシー、規程等)を公表している
- (119)②学外から疑惑を提起された際の対応方法(フロー図の作成、対応窓口の設定等)を公表している
- (186)③利益相反(一般)の担当部署が、利益相反マネジメントのために、各研究者的人事情報(兼務、コンサルティング等)を把握する仕組みを構築している
- (18)④利益相反マネジメントを行う会議体もしくはアドバイザー等が、ヒアリングした件数を公表している
- (15)⑤利益相反マネジメントを行う会議体もしくはアドバイザー等が、アドバイスした件数を公表している
- (4)⑥利益相反マネジメントを行う会議体もしくはアドバイザー等が、ヒアリングもしくはアドバイスした案件について、匿名事例を公表している
- (48)⑦その他:具体的に記載してください

- (107)⑧利益相反マネジメントへの取組状況等に関する社会への説明責任を果たすための方策を実施していない

(5)組織としての利益相反(※)を実効的に運用するための体制を整備していますか、該当するものに○を付してください。(複数回答)

※組織としての利益相反が生じる具体的なケースとして、例えば以下のようない場合がある。

- ・大学等(組織)自身が外部との間で利益を保有しているケース(株式保有、大型の寄附受入)
- ・大学等幹部(組織の意思決定に関与する者)が外部との間で利益を保有しているケース

- (505)①組織としての利益相反にかかるポリシー、規程を整備している
- (253)②組織としての利益相反にかかる弊害が発生した場合の体制、システムを構築している
- (157)③組織としての利益相反にかかる情報収集し、学長等に共有している
- (32)④その他:具体的に記載してください

- (89)⑤組織としての利益相反説明を、実効的に運用するための体制を整備していない

(6)リスクマネジメント人材の確保・育成を行っていますか、該当するものに○を付してください。(複数回答)

- (412)①利益相反委員会等で判断を行うことや相談対応することができる弁護士等の学外の有識者を確保している
- (186)②学内の日常的な相談等に対してアドバイス・サポート等を行う人材(いわゆる、利益相反アドバイザー)を確保している
- (18)③利益相反に係るリスクマネジメント人材の育成に向けて、求められるスキル等(例えば、大学等発ベンチャー、産学官連携活動等に関する知識や、大学等運営に関する理解等)を明確にしている
- (66)④リスクマネジメント人材育成のための研修プログラム(例えば、Eラーニング、普及啓発教材、継続的な実学研修、インタラクティブな研究等)を整備している
- (29)⑤その他:具体的に記載してください

- (184)⑥リスクマネジメント人材の確保・育成を行っていない

(7)事例把握・情報共有を行っていますか、該当するものに○を付してください。(複数回答)

- (339)①自機関の具体的な事例(利益相反状態とそれに対する対処等の事例)を蓄積している
- (194)②他機関の多様な具体的な事例(利益相反状態とそれに対する対処等の事例)の収集をしている
- (26)③蓄積されている事例の少ないもの(例えば、組織としての利益相反)について、仮想事例等を検討し、事例に対するケーススタディ(利益相反状態に対する対応例の検討)によって、マネジメント方法を検討している
- (86)④上記①～③により、判断の基準となる要素を整理し、具体的な事案が生じた際に適切に判断・対処できる環境を整えている
- (13)⑤事例・ケーススタディを他大学等と共有している
- (50)⑥その他:具体的に記載してください

(184)⑦事例把握・情報共有を行っていない

(8)利益相反(一般)における案件について、令和6年度に機関として把握した申告のあった件数及び研究者数を記載してください。

※すべての研究者に対して申告を義務づけている場合には、実際に利益相反があつた件数・人数を記載してください。

申告件数(43,069)件

申告者数(37,468)名

(9)利益相反(一般)の案件把握後に、研究者に対して、利益相反マネジメントを行う会議体(利益相反マネジメントに関する最終的な判断を行う会議体)もしくはアドバイザー等が、令和6年度にヒアリング(具体的な事実関係の調査等)した件数を記載してください。

(1,632) 件

(10)利益相反(一般)の案件把握後に、研究者に対して、利益相反マネジメントを行う会議体(利益相反マネジメントに関する最終的な判断を行う会議体)もしくはアドバイザー等が、令和6年度にアドバイス(適切な対応方法の提出等)した件数を記載してください。

(1,959) 件

○臨床研究に関する利益相反マネジメントの体制について

(1) 令和6年度に機関において臨床研究を実施しましたか。該当するもの一つに○を付してください。(必須)

(202) 臨床研究を実施した

(838) 臨床研究を実施していない →2. 安全保障貿易管理についてに進んでください。

(2) 利益相反(臨床研究)に関する規程等を定めているか、該当するもの一つに○を付してください。

(159) ①定めている

(43) ②定めていない

→定めていない理由を記載してください

(3) 利益相反(臨床研究)における案件について、令和6年度に機関として把握した申告のあった件数及び研究者数を記載してください。

※すべての研究者に対して申告を義務づけている場合には、実際に利益相反があった件数・人数を記載してください。

申告件数(47,960)件

申告者数(84,673)名

(4) 利益相反(臨床研究)の案件把握後に、研究者に対して、利益相反マネジメントを行う会議体(利益相反マネジメントに関する最終的な判断を行う会議体)もしくはアドバイザー等が、ヒアリング(具体的な事実関係の調査等)した令和6年度の件数を記載してください。

(1,002) 件

(5) 利益相反(臨床研究)の案件把握後に、研究者に対して、利益相反マネジメントを行う会議体(利益相反マネジメントに関する最終的な判断を行う会議体)もしくはアドバイザー等がアドバイス(適切な対応方法の提案等)した令和6年度の件数を記載してください。

(3,174) 件

2. 安全保障貿易管理について

(1) 機関として安全保障貿易管理体制(相談窓口、担当部署、担当者等の設置)を整備していますか。該当するもの一つに○を付してください。(必須)

- (458) ①整備している
- (215) ②整備を検討している
- (370) ③現時点では整備を検討していない
→②または③を選択した場合は、3. 営業秘密管理についてに進んでください
→整備を検討していない理由を記載してください

(2) 機関として必要な規程等を定めていますか。該当するもの一つに○を付してください。

- (456) ①定めている
- (2) ②定めていない
→定めていない理由を記載してください

(3) 安全保障貿易管理マネジメントに取り組むことの意義・必要性に関する理解促進方策(会議での説明・報告、研修会・セミナーの実施等)を実施していますか、該当するものに○を付してください。(複数回答)

- (222) ①大学等経営層(学長、理事レベル等)を対象に実施している
- (359) ②研究者を対象に実施している
- (269) ③大学等職員(研究者を除く)を対象に実施している
- (58) ④学生を対象に実施している
- (56) ⑤その他:具体的に記載してください

- (51) ⑥安全保障貿易管理マネジメントに取り組むことの意義・必要性に関する理解促進方策実施していない

(4) 安全保障貿易管理の担当部署の構成員、担当教職員の育成はどのようにしていますか。(複数回答)

- (188) ①学外組織主催の研修の受講、資格(安全保障輸出管理実務能力認定試験等の外部組織が設置しているものの受検等を機関経費で行っている
- (17) ②専門職と位置づける等、人材の登用と育成に関する基本的な方針を定めている
- (202) ③他機関との事例研究等による勉強会への参加を推奨している
- (198) ④多様な具体的な事例(自大学等、他大学等)の収集をしている
- (84) ⑤具体的な事例収集から、判断の基準となる要素を整理し、具体的な事案が生じた際に適切に判断・対処できる環境を整えている
- (85) ⑥事例・ケーススタディを他大学等と共有している
- (46) ⑦その他:具体的に記載してください。

- (82) ⑧安全保障貿易管理の担当部署の構成員、担当教職員の育成を行っていない

(5) 安全保障貿易管理について外部専門家の活用状況について、該当するもの一つに○を付してください。

- (255) ①活用している
- (202) ②活用していない→(7)に進んでください

(6) 安全保障貿易管理について外部専門家の設置状況について、該当するものに○を付してください。(複数回答)

- (7) ①学内会議体の構成員
- (150) ②アドバイザー
- (35) ③複数機関による外部組織(コンソーシアム等)
- (95) ④その他:具体的に記載してください。

(7) 安全保障貿易管理における案件の把握について、該当するものに○を付してください。(複数回答)

- (284) ①常設の窓口による随時の相談
- (348) ②調査票等様式の随時の提出
- (238) ③関係部署との連絡調整
- (130) ④随時もしくは定期的に、アドバイザー等に相談することとしている。
- (13) ⑤その他:具体的に記載してください。

- (18) ⑥把握していない

(8) 経済産業省への輸出等許可申請について、該当するもの一つに○を付してください。

- (18) ①令和6年度中に申請した案件がある
→ 申請案件 (34) 件
- (439) ②令和6年度中に申請した案件はない

3. 営業秘密管理について

(1) 機関として営業秘密管理体制の整備(基本方針、実施計画の策定、ルール構築等)をしていますか。該当するものに一つに○を付してください。(必須)

- (138) ①整備している
- (192) ②「守秘義務に係る規程」等、別の規程等で内包して整備している
→別の規程等の名称を記載してください

- (331) ③整備を検討している
- (380) ④現時点では整備を検討していない
→整備を検討していない理由を記載してください

【参考】

経済産業省は、平成28年(2016年)10月に全部改訂した「大学における秘密情報の保護ハンドブック」を公開しています。

(2) 大学等における営業秘密管理は、企業と異なり、組織的な一元管理は困難を伴うケースもあるため、各研究者自身が主体的に取り組むことが重要です。これに向けて、各研究者が管理を実践できる環境を整備していますか。

(複数回答)(必須)

- (193) ①機関として営業秘密管理の方針を示している
 - (170) ②機関として情報システムを介した不正なアクセスの検出等、適切に監視活動を行っている
 - (170) ③営業秘密管理について、相談対応できる窓口を設置している
 - (21) ④管理手法のベストプラクティスを提示している
 - (65) ⑤契約等のベストプラクティス(秘密保持契約の複数パターンの整理等)を提示している
 - (60) ⑥その他:具体的に記載してください
- (601) ⑦営業秘密管理に関して、各研究者が管理を実践できる環境整備は行っていない

(3) 営業秘密管理マネジメントに取り組むことの意義・必要性について、理解促進方策(会議での説明・報告、研修会・セミナーの実施等)を実施していますか。該当するものに○を付してください。(複数回答)(必須)

- (68) ①大学等経営層(学長、理事レベル等)を対象に実施している
- (203) ②研究者を対象に実施している
- (163) ③大学等職員(研究者を除く)を対象に実施している
- (28) ④学生を対象に実施している
- (99) ⑤その他:具体的に記載してください

- (778) ⑥実施していない

(4) 営業秘密管理について、リスクが顕在化したケースがありますか。該当するもの一つに○を付してください。(必須)

- (10) ①リスクが顕在したケースがある
- (1031) ②リスクが顕在したケースがない

(5) 企業等から受領した秘密情報(※)について、機関としてどのような管理をしていますか。該当するものに○を付してください。(ガイドラインP28、P34、P41)(複数回答)(必須)

- (58) ①適切に管理をするための具体的な管理方法等の規則を定めている
- (485) ②個別に秘密保持契約や共同研究契約等の締結を推奨している
- (107) ③秘密情報の適切な取り扱いについての研修、啓発活動等を実施している
- (294) ④個別の研究者の管理に委ねている
- (27) ⑤その他:具体的に記載してください

- (353) ⑥機関としては特段の方針はない

※本設問では①企業等から受領した秘密情報、及び②共同研究等の活動により新たに生み出された秘密情報であって大学等と企業等双方が秘密情報として指定したもの、について回答してください。

(6) 機関として、学生に対する秘密情報(前問と同じ定義)の取扱いの対応をしていますか(学生は教育研究という目的の関係性に留意する必要があるため、教職員と同様の学内規程をあてはめることは不適切であると考えられます(※)が、特段の対応をしていますか)。該当するものに○を付してください。(複数回答)(必須)

- (16) ①学生に特化した管理方法等の規則を定めている
- (80) ②雇用契約の締結等により教職員と同様の守秘義務を課すよう管理している
- (207) ③大学等に対して秘密保持に関する誓約書の提出を求めている
- (31) ④大学等との間で秘密保持契約を締結することを推奨している
- (81) ⑤企業等との秘密保持契約や共同研究契約等の締結において学生も含めることを推奨している
- (29) ⑥企業等との共同研究に学生を参画させることを控えている
- (249) ⑦個別の研究者の管理に委ねている
- (84) ⑧その他:具体的に記載してください

- (483) ⑨機関としては特段の方針はない

※「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」p.39より抜粋

・研究やインターンシップ等に参加を希望する学生等に対し、秘密保持に関する誓約書の提出を求める。雇用関係にない学生等に対して誓約書の提出を求める際に、強要と受け取られるような形で手続きを求めるることは適切とはいえない、あくまで学生等の自由意思に基づいて提出してもらうことが求められる。なお、誓約書の代わりに、大学と学生等との間で秘密保持契約(NDA)を締結する場合もある。

・誓約書の提出を求めるにあたって、研究に参加する学生等を大学が雇用して(リサーチアシスタント(RA)等)賃金を支払い、雇用契約を締結する場合があるが、その際には、併せて、教職員同様、秘密保持の遵守等を取り決めることが必要となる。

・学生等が誓約書の提出を拒否した場合、大学は、そうした拒否が学生等にとっての不利益とならないよう、他の研究テーマを与えるなどの対応を通じて、誓約書を提出した学生等との間で教育上の格差が生じないように配慮することが求められる点に留意が必要である。